

おおた障がい施策推進プラン

(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)

平成27年度～平成29年度

《進捗状況報告書》

平成29年2月

大田区

はじめに

大田区では、区の基本計画である「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい者分野に掲げられた目標を具体的に実現するための個別計画として、平成27年3月に「おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画）（以下「推進プラン」という。）」を策定しました。

推進プランにおいては、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念として、障がい者が、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを、自らの希望によって活用し、社会参加、就労しながら地域で自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現を目指しています。

本報告書は、平成27年度の事業実績と平成28年度の実施状況を基に、課題や今後の取組内容等を取りまとめたものです。

今後、本報告書を基に、平成30年度からの次期推進プラン策定に向けた検討を進めてまいります。

平成29年2月

大田区

目 次

第 1 章 計画事業の実施状況	4
□ 基本目標 1 障がいある人もない人もともに支え合うまちをつくります	4
□ 基本目標 2 障がいある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります	17
□ 基本目標 3 障がいある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります	37
第 2 章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた目標等の達成状況	43
1 地域移行に向けた支援の充実	43
2 一般就労に向けた支援の充実	45
3 地域生活支援拠点等の整備	46
第 3 章 障害福祉サービス等の実施状況	47
1 障害福祉サービス等の総括表（実績と見込量一覧）	47
2 訪問系サービス	48
3 日中活動系サービス	51
4 居住系サービス	57
5 相談支援	59
6 児童福祉サービス	62

第4章	地域生活支援事業の実施状況	64
1	地域生活支援事業の総括表（実績と見込量一覧）	64
2	必須事業	65
3	その他事業	71
資料	75
1	計画の進行管理及び各会議の位置付け	75
2	大田区障がい者施策推進会議設置要綱	76
3	大田区障がい者施策推進会議委員名簿	78

第1章 計画事業の実施状況

〈基本理念〉

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

□ 基本目標1

障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります

主要課題(1)

相談支援体制の構築

施策の方向性① 相談支援の充実

事業	1	【重点】障がい者総合サポートセンターの運営・充実	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	障がい者総合サポートセンターにおいて、障がい者（児）自らが生涯にわたって望む生活を支援し、総合的にサポートする事業を推進していく。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月1日に開所、事業の本格実施を開始 相談支援部門の充実 延相談件数 10,299 件 特定相談支援事業における契約者数 79 人 人材育成事業 26 回実施 地域交流支援部門の充実 声の図書室の利用登録者数 207 人 喫茶コーナーの延利用者数 10,107 人 余暇支援・理解啓発事業延参加者数 655 人 就労支援部門の充実 就労移行支援事業利用契約数 10 人 新規就労者数 20 人 就労定着支援登録者数 394 人 居住支援部門の充実 機能訓練利用契約者数 13 人 生活訓練利用契約者数 22 人 （仮称）オーダーメイド型福祉用具製作、利用促進事業の実施について、産業経済部と検討を開始 障がい者総合サポートセンター増築工事部分について事業内容の検討、および基本設計 （仮称）サポートセンター交流行事 ⇒「さぼーとびあスペシャル・デー」11/3 開催した。 1 階受付に手話通訳者を常駐し、聴覚障がい者に対するトータルな支援体制の構築 		<ul style="list-style-type: none"> 運営を継続 相談支援部門の充実 延相談件数 4,243 件 特定相談支援事業における契約者数 77 人 人材育成事業 7 回実施。延参加者 148 人 地域交流支援部門の充実 声の図書室の利用登録者数 205 人 喫茶コーナーの延利用者数 5,495 人 余暇支援・理解啓発事業延参加者数 365 人 就労支援部門の充実 就労移行支援事業利用契約数 8 人 新規就労者数 14 人 就労定着支援登録者数 440 人 居住支援部門の充実 機能訓練利用契約者数 16 人 生活訓練利用契約者数 23 人 オーダーメイド型福祉用具の製作 福祉用具・住環境相談窓口の設置 障がい者団体との連絡会の継続 産業経済部と連携して、障がい者等、支援者、区内企業を想定したセミナー開催を検討 二期工事部分について、基本設計終了し実施設計へ移行。関係機関へ基本設計内容を説明 11/3 にさぼーとびあスペシャル・デー実施予定で、内容を検討中。新井宿福祉園祭りと同日開催とし、連携して実施する。 聴覚障がい者に対する支援体制の構築 		

手話通訳延べ派遣件数 2,361 件 延 1,146 人の来庁聴覚障がい者への通訳実施	手話通訳延べ派遣件数 1,036 件 区役所からの依頼による延べ派遣件数 124 件 延 584 人の来庁聴覚障がい者への通訳実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター機能のさらなる充実と、各種ネットワークの有機的な結合の拡充が望まれている。 ・生活訓練の利用希望が多く、現在受け入れができない状況。
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・運営を継続 ・地域移行・地域定着支援への取組みの強化 ・地域生活支援拠点の面的体制整備の推進 ・二期工事部分の機能について検討を進める。 ・平成 30 年度中に二期工事部分が開設することで、地域生活支援拠点多機能拠点型の機能の整備を進めていく。

【実施状況に対する意見等】

- 情報コーナーの利用が少ないので、その場所を活用して福祉管理課事業の「UD 区民実践講座」を定期的に行ってはどうか。
- 居住支援部門で GH 連絡会（ネットワーク）をつくり、世話人などを人材育成研修に参加するしかけをつくっていただきたい（「さぼーとぴあスペシャル・デー」などでも）。
- 二期工事において「学齢期の相談支援」が設置されることは明らかだが、その内容に関しておおいなる検討が必要と考える。これまで、わかばの家、教育センター他子育てに関わる機関がそれぞれ担ってきている相談支援を「つなぐ」ようなイメージ。サポートセンターであるからこそ期待される「専門性」をどこに置くのか、その姿勢を示してほしい。
- 当事者、家族のみならず、民間事業所の相談にもこたえられる力を担保するために、「こども」に関わる様々なネットワークと密に連携をとってほしい。
- 「かけはし」の利用勧奨に力を発揮してほしい。成人期まで活用できる有効なツールであると捉えている。
- 障がい児に関しても相談支援部門で対応できるような職員の資質の向上が望まれる。人材の育成における質の高い人材の輩出と、それに伴う事業所の創出までのコーディネート、さらに相談支援事業所は負担が多いことに対する様々な面からのフォローアップなどソフト・ハード両面からの支援が課題として考えられる。
- 発達障がいの人達への情報情報の周知が不足していると思われることがあるため、より周知をしていけるといい。
- 居住支援部門にて自立訓練（生活訓練）事業のプログラムで社会生活技術を取り入れている。職員のスキルアップの為の研修等があるといい。
- ネットワークの有機的な結合の部分で具体的にどのようにしていくのか。
- 地域移行・地域定着支援は何をもって強化というのかは難しいが、具体的にどのようなかたちで進めていくのか。
- さぼーとぴあの相談については、より専門性をもったものにしてほしい。
- 「地域移行・地域定着支援への取組みの強化」に関して、サポートセンターがそのサービス利用と地域移行者の実態を追跡調査することが重要。地域定着支援は、施設・病院からの移行以外に、家族の支援が十分に得られない地域での生活者にとっても必要なサービスであると考え。そのニーズの実態にも注目し、今後のサービス体制の強化を図ってほしい。
- 「地域生活支援拠点の面的体制整備の推進」に関して、既存のネットワーク以外にも障害福祉サービスに関わる事業者などのネットワーク作りを急ぎ、その中心として連携を進めてほしい。
- 「地域生活支援拠点多機能拠点型の機能の整備を進める」に関して、障がいのある人の地域生活は障がい分野だけにとどまらないご本人を支える関係づくりの支援も欠かせないことである。個別支援会議の充実がそれを担保する重要な機会と考えるとき、それを招集する力を高めるためにも、さぼーとぴあにある各分野の連携はまず欠かせないことだと考える。ご本人中心という原則を守り協力体制を作る意識を持ってあたってほしい。

【区の考え方】

- さぼーとぴあの施設活用については、関係各課とも調整して、さぼーとぴあのコンセプト（集い・連携・専門性・サービス向上の拠点）を実現するような事業の開催を引き続き検討してまいります。
- グループホーム世話人向け研修などを実施し、ネットワークの基礎をつくってまいります。
- さぼーとぴあの相談支援体制について、より専門性の向上を図るとともに、二期工事において、学齢期における発達障がい等の相談支援体制の構築に向けて検討してまいります。
- 「さぼーとブックかけはし」は医療、療育、教育の各種情報を整理することによって、継続した支援を受けるためのツールとなります。今後も利用について周知してまいります。
- さぼーとぴあ自立訓練（生活訓練）にて SST を実施しております。今後も引き続き実施するとともに、人材育成事業において支援の資質向上を図ってまいります。
- 地域移行支援について、居住の場所の確保や体験、日中活動や相談支援など関係機関との連携強化を含めて進めてまいります。
- 地域生活支援拠点の面的体制については、相談支援、体験、居住の場の確保、専門的な人材育成など、関係機関と連携して進めてまいります。

事業	2	自立支援協議会の活性化	所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター
事業目標	障がい者(児)が、自らが望む生活を送るための支援をするため、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> • 協議会委員 22 名、専門部会のみ委員 54 名 • 本会 3 回 • 専門部会（5 部会）計 49 回 • 地域移行部会の新規立ち上げ • 役員会議 3 回、運営会議 4 回、全体討議会 4 回 編集会議 2 回 • 「大田区自立支援協議会だより」第 9～11 号の発行 • 研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ①「だれもが地域で自分らしく安心して暮らすためには-障害者権利条約に関する学習会-」 12月22日開催（参加者 110 名） ②「新しいはたらき方をさぐる-就労継続支援 A 型事業所、ソーシャルファーム等の取組み-」 2月25日開催（参加者 61 名） 		<ul style="list-style-type: none"> • 協議会委員 22 名、専門部会のみ委員 44 名 • 専門部会等の継続実施（地域移行部会から地域移行・地域生活支援部会に名称変更） • 本会 1 回（4 月 18 日開催） • 専門部会（5 部会）計 20 回（毎月 1 回開催） • 運営会議 1 回（7 月 29 日開催） • 全体討議会 1 回（8 月 19 日開催） • 編集会議 1 回（7 月 21 日開催） • 各専門部会において、地域課題の抽出と具体的な解決方法の検討 • 地域、関係機関とのネットワークの構築 • 協議会のあり方についての検討 • 専門部会間の情報共有・連携方法の検討 • 「大田区自立支援協議会だより」第 12～14 号の発行に向けた検討 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 協議会のあり方（組織、運営方法等）の検討 • 協議会の円滑な運営に向けた事務局体制の整備 • 各専門部会における活動の実効性を確保し、議論の質を高めること。 • 専門部会間の情報共有・連携を進めていくこと。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> • 専門部会等の継続実施 • 地域課題の抽出・解決、地域ネットワークの構築に向けて引き続き検討する。 • 協議会のあり方（組織、運営方法等）について引き続き検討する。 • 差別解消、権利擁護に関わる取組みの検討 • おおた障がい施策推進プランについての検討 • 協議会活動の情報発信（「大田区自立支援協議会だより」第 12～14 号の発行等） 			

【実施状況に対する意見等】

- 公式な記録を積み重ねていくことが、議論の深化や振り返りには必要。
- グレーゾーンをクリアにしていく必要があるのではないか。
- 協議会への当事者や家族の参加を増やして欲しい。
- 第1回目の本会のやり方を工夫するべき。次年度への引継ぎが課題。
- 9年目を終わろうとしている協議会の今後のあり方に関して、きちんと話し合う場を持ってほしい。
- 各専門部会の活動の実効性の担保のためにも区からの課題提起を積極的に行ってほしい。
- 必要に応じて他の協議（自立支援協議会以外の）場面との連携を進め、情報共有をしてほしい。
- 専門部会間の情報共有はまず事務局が率先して行っていくべき。
- 差別解消、権利擁護に関する取組みに関してはより広い関係者につながる覚悟をもって進んでほしい。協議会内に説得力のある位置づけとして、力のある人を集めたプロジェクトチーム等で準備し、自立支援協議会が取り組むべき課題を整理するところからではないかと考える。
- こども部会の立ち上げは、区からの要請もあり、発達障がいのある人たちのためにと意識された部分が大きいと捉えている。その部会の運営に教育委員会の積極的な参加を促してほしい。
- 専門部会の一つである「地域移行・地域生活支援部会」の検討内容に関して、区の計画上必要な課題を共有し、意識的な取組みがなされる部分を積極的に確保する工夫をしてほしい。様々な立場の委員が参加する協議会を活用することでそれぞれのネットワーク作りも牽引してもらえることに期待する。
- 地域生活には障がい理解の推進は欠かせない。自立支援協議会の取組みに公開性を高め、地域の皆様に関心を持ってもらう機会を増やしてほしい。

【区の考え方】

- 自立支援協議会のあり方、運営方法等については、委員の皆様と協議をしながら検討を進め、適切に見直しを行っていきたいと考えております。区としては、他の会議体との役割分担を明確にし、効果的な会議運営を行ってまいりたいと考えております。
- 今後は、自立支援協議会の設置目的である、①地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行うこと、②地域の関係機関によるネットワークを構築することの2点を活動の柱とし、各専門部会における活動を中心としながら、活動の実効性を確保していきたいと考えております。

事業	3	ピアカウンセリングの実施支援	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	ピアカウンセリングによる相談や情報提供など、障がい者に対する支援を行う。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーとのピアカウンセリングを実施 ・現行の内部、肢体、聴覚、視力、発達、知的に加えて、精神、高次脳、重症心身、難病のピアカウンセリングを実施 ・相談スキル向上のためにピアカウンセラー向けの研修会を実施 4月24日 35人参加 ・ピアカウンセラー登録者 現在58人 実施19件/年 ・ピアカウンセリング事業の普及・啓発のため各障害者団体主催の障がい別相談会（肢体、聴覚、視力、発達、知的、重症心身）を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーとのピアカウンセリングを実施 ・身体（肢体・聴覚・視力・内部）発達、知的、精神、高次脳、重症心身、難病のピアカウンセリングを実施 ・相談スキル向上のためにピアカウンセラー向け（当事者、家族それぞれ）の研修会を実施 4月8日「仲間とわかりあうこと」6人参加 4月15日「家族の視点でできること」17人参加 ・ピアカウンセラー登録者 現在58人 実施状況11件 		

課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターを中心にそれぞれのピアカウンセリングの活動を面的に支え、横の連携を図る。
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続きピアカウンセリング事業の普及・啓発のため障がい別相談会を実施 年度末に登録ピアカウンセラーの連絡会「（仮称）振り返りの会」を実施予定。

<p>【実施状況に対する意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ピアカウンセリングとはどういう意味なのか。 ○ 地域で暮らすピアカウンセラーは、地域の資源に精通している。もっと活用してほしい。 ○ ピアカウンセラーの登録者数の状況があるが、カウンセラーの中に親や家族ではなく、当事者（特に精神障がい者や知的障がい者）のカウンセラーはどの程度登録しているのか。 ○ 子育て期において、家族への支援は「障がい受容」に関して共感的に寄り添うことが重要と考える。地域でのご縁づくりという視点も踏まえ、ピアカウンセリング、相談員とのつながりは重要と捉える。サポートセンターにはその相談員の養成と下支えをお願いしたい。今後そこに関与する人が必要に応じて個別支援会議等に参画できる可能性を広げてほしい。
<p>【区の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者同士による相談がピアカウンセリングとの定義がありますが、サポートセンターとしては、もう少し広い意味で家族の相談も位置付けております。 ○ 今後もピアカウンセラーと連携してまいります。 ○ サポートセンターのピアカウンセリング事業に当事者の方は24名登録いただいています。 ○ サポートセンターにおきまして、登録いただいているピアカウンセラー向けの研修を実施しており、今後も引き続き研修事業をおこなってまいります。

施策の方向性② 人材育成・人材の活用

事業	4	ケアマネジメント能力の向上	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	障害福祉サービス従事者のケアマネジメント能力の向上を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修を体系的に実施 障がい者総合サポートセンターにおいて、「大田区障がい福祉従事者人材育成事業基本方針」を策定し、そのもとに個別研修を実施 ケアマネジメント研修実施 <ul style="list-style-type: none"> ①H27年6月18日 23人参加 ②H28年2月18日 16人参加 ③H28年3月22日 87人参加 相談支援専門員初任者研修実施 <ul style="list-style-type: none"> ①H27年8～9月 28人参加 相談支援専門員育成セミナー実施 <ul style="list-style-type: none"> ①H28年1月27日 16人参加 地域移行・地域定着支援研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①H28年3月9日 34人参加 		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターにおいて、区内事業所等を対象とし、「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」に基づき研修を実施 ケアマネジメント研修実施 <ul style="list-style-type: none"> ①H28年6月21日 26人参加 ②H29年1月実施予定（30人予定） ③H29年2月実施予定（30人予定） 相談支援員現任研修 H28年9月実施予定 <ul style="list-style-type: none"> *都の指定を受け23区初の実施 相談支援員専門員育成セミナーを実施予定 <ul style="list-style-type: none"> ①H28年10月実施予定（30人予定） ②H28年11月実施予定（50人予定） 知的障害者移動支援従業者研修 <ul style="list-style-type: none"> ①H28年12月実施予定（20人予定） 地域移行・地域定着支援研修を実施予定 <ul style="list-style-type: none"> ①H29年3月実施予定（50人予定） グループホーム世話人研修を実施予定（30人予定） 		
課題	引き続き、体系的な研修を実施することで支援員等の能力及び質の向上を図る。			
今後の取組み	実態調査結果等から、障がい者が地域生活を送る上での人材育成に関するニーズを把握し、研修に活かしていく。			

事業	5	身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動を支援し、地域の相談体制の充実を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 身体及び知的障害者相談員と障がい者総合サポートセンターとの連携 身体及び知的障害者相談員研修を実施し、相談スキルの向上を図る。 知的障害者相談員研修を地域福祉課参加のもとに実施（事例検討、グループワーク） 18人参加 身体障害者相談員研修を地域福祉課参加のもとに実施（事例検討、グループワーク） 22人参加 身体、知的合同研修を実施 31人参加 身体障害者相談員相談実績総数 416件/年 知的障害者相談員相談実績総数 593件/年 		<ul style="list-style-type: none"> 身体及び知的障害者相談員と障がい者総合サポートセンターとの連携 身体及び知的障害者相談員研修を実施し、相談スキルの向上を図る。 知的障害者相談員研修を地域福祉課参加のもとに実施（事例検討、グループワーク） 19人参加 身体障害者相談員研修を地域福祉課参加のもとに実施（事例検討、グループワーク） 17人参加 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的障害者相談員事業についての周知 研修のグループワークを通じて地域福祉課との関係を継続していく。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員、知的障害者相談員合同研修を実施予定 			

【実施状況に対する意見等】

- 国の制度では、相談員制度は身体と知的にあるが、精神には位置付けられていない。国の制度改正はとても難しく、いまだに精神は制度化されていない。したがって、今回の進捗状況にも相談員の活動推進事業は2障がいに対する支援になっている。家族会では、全国組織の元に家族相談員養成を行っており、大田区においても実施している。この家族相談員のスキルアップを図る機会を作り、相談員の充実を図ってほしい。
- 子育て期において、家族への支援は「障がい受容」に関して共感的に寄り添うことが重要と考える。地域でのご縁づくりという視点も踏まえ、ピアカウンセリング、相談員とのつながりは重要と捉える。サポートセンターにはその相談員の養成と下支えをお願いしたい。今後そこに関与する人が必要に応じて個別支援会議等に参画できる可能性を広げてほしい。

【区の考え方】

- 精神障がいに対しては、家族会にご尽力をいただいております。サポートセンターにおきましても、ピアカウンセラーにご登録いただいております。毎年度ピアカウンセラー向けの研修もさせていただいております。また、ピアカウンセラーに登録いただいている、各団体の相談事業を推進するために各団体が企画する「障がい別相談会」も実施しております。
- サポートセンターにおきまして、登録いただいているピアカウンセラー向けの研修を実施しており、今後も引き継ぎ研修事業を行ってまいります。

主要課題(2)

差別の解消及び権利擁護の推進

施策の方向性① 差別の解消

事業	6	【重点】合理的配慮の推進	所管	障害福祉課
事業目標	障害者差別解消法の施行により区に求められる合理的配慮に基づく施策を国の指針等に基づき推進していく。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ○全庁体制での取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・両副区長を本部長・副本部長、各部長を本部長とする「大田区障害者差別解消推進本部」の立ち上げ（2回開催） ・課長級による「検討会議」の立ち上げ（3回開催） ・係長級による「作業部会」の立ち上げ（4回開催） ○現状把握・情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・国や他自治体の取組状況の確認 ○周知・啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者、職員等へのチラシの配布 ・区報、ホームページ、庁内報等による周知 ・庁内周知用掲示板の作成、情報発信 ○大田区職員対応要領の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体等に対しアンケート調査を実施 ・パブリックコメントを実施（平成27年12月11日～平成28年1月4日） ○相談体制の整備（障害福祉課、地域福祉課、障がい者総合サポートセンター） ○障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課を中心とした、庁内関係者間の情報共有及び連携 ○周知・啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者、職員等へのチラシの配布 ・ホームページ、庁内報等による周知 ○現状把握・情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課における相談実績の把握・集計 ・国や他自治体の取組状況の確認 ○具体的な取組みの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・環境の整備に関すること ・啓発活動に関すること ・障害者差別解消支援地域協議会に関すること 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消支援地域協議会の立ち上げ ・区民、事業者、職員等への周知・啓発 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区障害者差別解消推進本部、検討会議及び作業部会の開催 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた検討 ・職員を対象に障害者差別解消法研修を実施予定（12/1） ・環境の整備（施設のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上等） ・パンフレットの作成・配布及びホームページ、庁内報等を活用した区民、事業者、職員等への周知・啓発 ・現在の取組みを見直し、充実を図る。 			

【実施状況に対する意見等】

- 地域協議会の委員については、商工会議所などへのアプローチが必要ではないか。
- 地域協議会を障がい者施策推進会議で兼ねることは問題があるのではないか。
- 地域協議会の事務局は、障害福祉課のみならず人権の部局も含めるべき。
- 地域協議会の設置について、具体的な内容が見えない。委員の選出方法や委員の構成など、当事者が含まれるべきと思われるが、区としてどのように考えているのかが見えない。
- 障害者差別解消支援地域協議会に、こどものことをきちんと語れる委員を入れてほしい。こども部会を立ち上げる動機にもある通り、学齢期が障がい福祉から乖離している様子に、学校内での合理的配慮などへの関わりに積極的に関わってもらえるのか大変心配している。

- 今後差別解消支援知良い協議会に障がい当事者（知的）が参加できるようになった場合、合理的配慮としてわかりやすい資料の作成、コミュニケーション支援としての支援者の付添いを検討してほしい。
- 所管が現在は障害福祉課になっているが、人権・男女平等推進課が所管に加わることが、課題だと考える。同時に、障がい者差別に関する窓口にも同課を加えることが必要。
- 所管は障害福祉課だけでいいのか。全庁的な取組みとしてさらに広げてもらいたい。
- 差別解消法にかかる加害側の潜在性はサービス提供側にこそあるのではないかと。障がい福祉関係者の意識変革の必要性が加味されていない。
- 障がい種別によっては差別解消法の窓口にとどり着かないこともある。申立制の限界もあるのではないかと。

【区の考え方】

- 障がい者差別の解消に関する区取組の一環として、障害者差別解消法に規定する、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「大田区障がい者差別解消支援地域協議会」を設置します。
- 地域協議会は、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークを構築することを目的としています。
- 地域協議会は、大学教授、弁護士、福祉、保健医療、教育、地域の分野の関係団体・関係機関の代表者、公募区民が参画している「大田区障がい者施策推進会議」の委員をもって構成します。
- 委員構成については、平成 29 年度以降に、障がい当事者の公募枠等を検討しております。障がい当事者にご参加いただく場合は、ご本人の求めに応じて、必要な配慮を提供していきたいと考えております。
- 地域協議会の事務局及び障がい者差別に関する相談窓口については、必要に応じて各関係部局と情報共有及び連携をとりながら進めてまいります。
- 障害者差別解消法に関する理解啓発は重要であると考えております。平成 28 年度には、区民及び事業者を対象とした研修、区職員を対象とした研修を実施いたしました。パンフレットの配布等、今後も引き続き啓発活動に努めてまいります。

事業	7	【重点】障がい者差別解消のための啓発活動の推進	所管	障害福祉課 福祉管理課 障がい者総合サポートセンター
事業目標	講演会等を通じて、区民と区内事業者を対象に、障がい者差別解消に向けた理解・啓発を図っていく。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の福祉教育の推進（小学校 25 校、中学校 3 校） ・地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催（4 回） ・ホームページ、区報等を活用した周知・啓発 ・障がい者総合サポートセンターにおいて、障害者差別解消法研修の実施（平成 28 年 2 月 5 日開催） 		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の福祉教育を引き続き推進 ・地域におけるユニバーサルデザイン実践講座を引き続き開催 ・チラシ、ホームページ等を活用した周知・啓発 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の充実 ・効果的な啓発方法の検討 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の方がより興味を持って参加してくれるような講座の検討 ・障害者差別解消法パンフレットの作成・配布 ・区民や事業者等に向けた障害者差別解消法研修の開催 			

【実施状況に対する意見等】

- 「地域における UD 実践講座」は、車イスの第数や場所の広さという制約があるため、人が来過ぎてしまうとお断りしなければいけないというリスクがあるが、区報やホームページなどに掲載し、参加してみたいという人を募るといったこともテスト的にやってみてはどうか。また、全特別出張所管内実施後は、災害時の視点を盛り込んだ講座にしてはどうか。
- 実績として、小中学校の福祉教育推進があるが、内容はどのようなものか教えていただきたい。車いす体験や視覚障がい体験・聴覚障がい体験といった、いわゆる「見える障がい」に関する啓発活動が中心なのであれば、精神障がいに関する啓発活動にも積極的に取り組んでいただきたい。支援機関や関係者が連携してプログラムを提供することも可能である。
- 区では、地域力の取組みで DET（障害平等研修）ファシリテーター養成に対する助成を行っている。これは他の自治体では行われていない全国の中でも先駆けた取組みなので、啓発の取組状況に加えてもいいのではないか。
- 蒲田小学校で DET（障害平等研修）ファシリテーターによる DET（障害平等研修）手法を用いた啓発が行われたと聞いたが、それをもっと広げるといったようなことも課題ではないか。
- 啓発活動に関して、すべての学校ですべての子どもたちに良い理解を広める取組みは必須となる。これは「障がい理解」とは異なるものであり、改めて根本から見直し、取り組んでいく必要があると考える。教育委員会と連携し、教育課程の中で年齢に応じたカリキュラムが組み込まれることが望まれる。パンフレットの作成・配布では全く不足と考える。

【区の考え方】

- 「地域における UD 実践講座」については、区報、ホームページ、ツイッターを活用し参加者を募集しております。引き続き広く参加を呼び掛けて参ります。全地域実施後の講座内容については、ご提案の内容も参考に検討してまいります。
- 現在小中学校の総合的な学習の時間を活用し、障がい当事者の講話や車いす体験等の活動を通じた障がい者理解の取組みを実施しています。「見えない障がい」に対する啓発活動も大切であると認識しておりますので、今後の取組みについて関係機関と連携してまいります。
- 障害者差別解消法に関する理解啓発活動については、関係部局と連携しながら、引き続き取り組んでまいります。

施策の方向性② 障がい者の権利擁護の推進

事業	8	障がい者虐待の防止	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	障がい者の虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護及び支援、養護者に対する支援を行い、障がい者の権利を擁護する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者総合サポートセンターに虐待防止センターを設置し、早期発見・早期解決等の虐待通報への対応を行う。 • 啓発活動 障がい者虐待防止パンフレット増刷 • 未然防止のために障害者虐待防止研修を実施 初任者向け研修 41人参加 管理者向け研修 39人参加 グループホーム世話人向け研修 52人参加 出前研修の実施（2回） ①15人参加 ②30人参加 • 虐待通報件数 45件 • 虐待認定件数 5件 		<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者総合サポートセンターに虐待防止センターを設置し、早期発見・早期解決等の虐待通報への対応を行う。 • 啓発活動 • 未然防止のため職層ごとに障害者虐待防止研修実施 • 障害者虐待防止受講修了事業所に「受講修了ステッカー」を交付し利用者が安心して利用できるようにした。 初任者向け研修 35人参加 中級者向け研修 35人参加 管理者向け研修実施予定（30人予定） • 虐待通報件数 19件 • 虐待認定件数 2件 		

課題	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者虐待」に関する理解をさらに推進 施設・事業所等に虐待防止等のための措置（虐待防止委員会等の設置）が必要
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 施設、事業所の設置者、管理者等向けに関連する研修を実施予定（30人予定） 家族等向けの研修を検討

<p>【実施状況に対する意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動支援は一对一のサービスである。虐待防止研修に移動支援事業者のヘルパーさんが参加するようさらに働きかけてほしい。 ○ こどもの時期においては児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携が必須となる。サポートセンターが主体的に臨み、ネットワークを築くことに期待する。今現在主体的にその仕事に取り組む体制が見えない。
<p>【区の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもについては、障害児サービス及び障害福祉サービスが障害者虐待防止法にかかわる類型になっておりますが、要支援家庭に対する支援として関係機関とさらに連携してまいります。 ○ 障がい福祉従事者向けの研修において、移動支援の事業所等にも幅広く参加を呼び掛けてまいります。

事業	9	成年後見制度利用支援の充実	所管	福祉管理課
事業目標	大田区社会福祉協議会「成年後見センター」と連携し、成年後見制度の利用を促進することにより、高齢者や障がい者が地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう支援する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 窓口、区報（8月1日号）における成年後見制度の周知 区長による成年後見制度に係る審判の申立ての実施（36件） 後見報酬の助成（12件） 各相談業務における成年後見制度の周知 庁内連絡会での情報交換、情報収集 社会貢献型後見人の募集、養成、支援（4名後見活動中、6名養成中） 		<ul style="list-style-type: none"> 窓口、区報における成年後見制度の周知 区長による成年後見制度に係る審判の申立ての実施 後見報酬の助成 各相談業務における成年後見制度の周知 庁内連絡会での情報交換、情報収集 社会貢献型後見人の募集、養成、支援 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる中での制度利用の促進 社会貢献型後見人の活用も含めた後見人の確保 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度について、区報・窓口等でのより一層の周知を図る。 区長申立てや後見報酬助成により制度利用の促進を図る。 区と社会福祉協議会で連携して社会貢献型後見人の募集、養成、支援に取り組む。 			

主要課題(3)

社会参加の促進

施策の方向性① 地域との交流の充実

事業	10	大田区しょうがい者の日のつどい・障害者福祉強調月間の実施	所管	障害福祉課
事業目標	障がい者への理解を深めるための啓発活動を進める。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 福祉強調月間におけるしょうがい者巡回パネル展、しょうがい者文化展の実施 しょうがい者の日のつどいの実施 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉強調月間におけるしょうがい者巡回パネル展、しょうがい者文化展の実施に向けた準備 しょうがい者の日のつどいの実施に向けた準備 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 現在、しょうがい者の日のつどいは大田区総合体育館で開催しているが、ハード面で危険であるとの声が区民から寄せられる。 しょうがい者の日のつどいでは、障がいのある人と比べて障がいのない人の来場が少ないといったことが課題である。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 開催場所やプログラム内容、つどいの今後のあり方を検討し、しょうがい者の日のつどい開催の目的である「障がいのある人も、ない人も共に集い交流することにより、障がい者福祉について理解と認識を深める」を達せられるよう取組みを行っていく。 			

【実施状況に対する意見等】

- 子育ての経験から、学齢期にこのイベントを意識したことはほとんどなかった。差別解消が謳われるようになった現在、このイベント自体に存続する意義があるのかどうかからの検討を望む。
- 「障害者福祉強調」という文言自体にも違和感を覚える。時代に沿った捉え方で事業自体を見直す時期が来ているのではないのか。

【区の考え方】

- 大田区では10月を障がいをお持ちの方の社会活動への参加を促進し、区民の皆様の障がい者福祉に対する理解と認識をより一層高める期間としており、しょうがい者文化展やパネル展を開催しています。
- しょうがい者の日のつどい、文化展、パネル展は、障がいのある方が地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりの推進にむけ、理解・交流の具体的な場として実績を重ねてきており有意義なものであると考えています。開催内容につきましては、関係団体等と検討してまいります。

事業	11	【新規】障がい者総合サポートセンター交流事業の実施	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業を実施して、障がいのある人もない人も共に交流し障がいに対する理解を促進する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> （仮称）サポートセンター交流事業「さぼーとびあスペシャル・デー」11月3日（火・祝）開催。約800名来場。 交流事業の実施にあたり、近隣の新井宿福祉園まつりと同日で開催することとし、新井宿地区地域力推進会議・自治会町会長会議にて説明、了解を得た。 2020年の東京オリンピック・パラリンピック 		<ul style="list-style-type: none"> 「さぼーとびあスペシャル・デー」11月3日（木・祝）開催予定 新井宿福祉園まつりと同日開催とし、両イベントを回遊できるようなスタンプラリーを実施する他、ポスター・チラシに互いのイベントを広報し合う取り組みを計画中 さぼーとびあスペシャルデーにて、パラリンピックによる講演会やオリパラ関係の展示を実施 		

大会に向けた気運醸成を図るため、スペシャルデーにおいて北京パラリンピック銀メダリスト（走り幅跳び）山本篤選手によるトークショー実施、約 100 名来場。	<p>予定で、スポーツ推進課と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> • スポーツ推進課と連携して、パラリンピックの期間中、1 階ロビーにて大田区出身の代表選手のパネルを掲示した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> • さぼーとびあスペシャル・デーと新井宿福祉園祭りの連携の方法について、引き続いて検討が必要 • 地域の方により多く立ち寄っていただき、高齢者も取り込んだ保健と福祉と医療が融合した新井宿地域の拠点となるような取り組みの推進
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> • スポーツ推進課と連携して、さらなる東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた気運醸成を進めていく。

事業	12	福祉施設まつりの実施	所管	障害福祉課
事業目標	障がい福祉施設において園祭を開催し、地域との交流を図るとともに障がいについての相互理解を深める。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> • 14 施設で実施（区立施設） • 5 施設で実施（民間施設） 		<ul style="list-style-type: none"> • 4 施設で実施（区立施設） • 2 施設で実施（民間施設） 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 地域交流による相互理解をより深めるため、来園者の増加に向けた工夫 • 地域における福祉避難所の存在の周知 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい福祉施設において園祭を継続して実施し、地域交流による相互理解を図る。 			

施策の方向性② 学習・文化・スポーツ等の促進

事業	13	余暇活動機会の充実	所管	障がい者総合サポートセンター 道路公園課 矢口特別出張所
事業目標	成人を対象に充実した余暇活動や仲間とレクリエーションを楽しむ場を提供する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<p>○障がい者総合サポートセンター地域交流支援部門における余暇活動事業の充実 60回実施655人参加（障がい当事者232人）</p> <p>○青年学級</p> <ul style="list-style-type: none"> • 若草青年学級：計画通りに活動中（定員達成） • コスモス青年学級：定員以下、介助ボランティアの確保が課題 <p>○たまりば事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従来型たまりば：51 回 1,835 人参加 平均 36.0 人/回 <p>※ 障害者就労支援センターの障がい者総合サポートセンターへの移転後も、従来通り継続し、近隣参加者も増加した。</p> <p>※ 通年で東京都所管のオリパラ気運醸成事業である TURN フェスに取り組み、エキシビションに参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 講座型たまりば：7 回 60 人参加 平均 8.6 人/回 <p>※ 同時開催の地域交流支援部門のイベントにも参加</p> <ul style="list-style-type: none"> • たまりば利用者主催イベント：2 回 114 人参加 <p>○区立プール利用料の減免</p>		<p>○地域交流支援部門における余暇活動事業 24回実施、365人参加（障がい当事者109人）</p> <p>○青年学級</p> <ul style="list-style-type: none"> • 若草青年学級 28 年度の学級生 60 名、スタッフ等 17 名。年間 16 回活動予定 • コスモス青年学級 28 年度の学級生 8 名、協力者等 40 名。年間 8 回活動予定 <p>○たまりば事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従来型たまりば：20 回 742 人参加 平均 37.1 人/回 <p>※ 引き続き TURN フェスに取り組み、エキシビション参加を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 講座型たまりば：1 回 7 人参加 平均 7 人/回 <p>※ 同時開催の地域交流支援部門のイベントにも参加</p> <ul style="list-style-type: none"> • たまりば利用者主催イベント：1 回 27 人参加 <p>○区立プール利用料の減免</p>		

課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流支援部門における余暇活動事業：魅力ある活動内容の充実と参加する利用者の自主的活動への移行への取り組み支援 青年学級：支援者の確保 従来型たまりば：新卒等新たな参加者の確保と有償ボランティアの開拓 講座型たまりば：多様な障がいに対応できる事業に展開、地域交流支援部門との連携の検討 区立プール利用料の減免拡充
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 利用者主催イベントや TURN フェスの取り組みを支援する。 多様な障がいに対応できる講座の企画 有償ボランティアの開拓 地域資源の余暇活用状況調査の検討 区立プール利用料減免拡充に向けた検討

事業	14	障がい者スポーツ教室	所管	スポーツ推進課
事業目標	障がい者を対象にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 水泳教室：1教室 9回 継続実施 		<ul style="list-style-type: none"> 水泳教室：1教室 6回 継続実施 （平成28年度より回数を増やし、年12回実施予定） 同時時間帯に、付添介助者向け体操教室を実施 （介助等で多忙な付添人向けに体操教室を同時時間帯に行い、気分転換等をはかっていた） 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 新たな指導者の成り手不足（指導者講習会の希望者が少ない） 現在の指導者の高齢化 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 指導者講習会のPRに努め、少しでも多くの方に参加していただくようにする。 障がい者スポーツの指導者団体と情報交換を行う。 指導者講習会の時間等、より参加しやすいカリキュラムとなるよう検討する。 			

□ 基本目標2

障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります

主要課題(1)

暮らしを支えるサービスの充実

施策の方向性① 日中活動支援の充実

事業	15	施設（日中活動事業）の整備・充実	所管	障害福祉課
事業目標	様々な障がい特性によるニーズに対応した施設サービスや、日中活動の場を提供するための施設整備を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 区内特別支援学校等に調査を行い、現状を把握 現状把握に基づき、特別支援学校高等部卒業生等の利用調整を実施 今後の施設整備の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 今後の施設整備の検討 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 適切なニーズの把握 利用調整方法の検討 需要に応えられる施設整備 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の下丸子通所施設「Beステーション 凜」（就労継続支援B型等施設）の開設準備 平成29年度の上池台障害者福祉会館における生活介護の対象拡大に向けた体制整備 			

【実施状況に対する意見等】

- 特別支援学校では、近年、自閉症の生徒が増えている。就労継続支援B型の施設で障がい特性を理解し、自閉症の人でも受け入れが可能となるよう、スキルアップを働きかけてほしい。
- B型事業所の通所決定に関し「在宅者を出さない」という行政からの見方が強調され、新しい制度の「アセスメント」の必要も生じ、高等部にある障がい者とその家族へのストレスは増してきている。「合理的配慮」の視点から、まずは障害福祉サービスを行う事業所こそ（とりわけ区立）が在宅を出さないという姿勢を示すべき。区には利用希望者中心の調整の方法の検討を強く求める。

【区の考え方】

- 区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については在宅者を出さない方針で利用調整を実施しています。利用調整の対象施設については、この方針に基づき、ご本人の希望を考慮しつつ、全体の調整の中で施設の決定をしています。ご意見を受け止めながら、今後も適切な利用調整のあり方を検討してまいります。
- 就労継続支援B型を希望される方については、障害者総合支援法に基づき、平成27年度から就労移行のアセスメントが必要となっており、今後も法の趣旨に基づき適切な対応を実施してまいります。
- 平成28年度からは、アセスメントの際の本人選択の幅を広げるなど、区独自の取組みも実施しているところです。引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 区としましては、障がい者総合サポートセンターにおいて人材育成基本方針を策定し、オール大田で人材の育成を進めるため、事業者の方も対象とした様々な研修を実施するなどの取組みを実施しています。今後も、障がい特性の理解をはじめとした人材育成・サービスの質の向上に努めてまいります。

事業	16	指定管理事業のモニタリング実施	所管	障害福祉課
事業目標	指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理・運営状況を、モニタリングを通じて検証し、適切なサービス提供を図るための指導・監督を行う。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度実績についてモニタリング実施（大森東福祉園、南六郷福祉園、大田福祉作業所、うめのき園、くすのき園、しいのき園、つばさホーム前の浦、前の浦集会室） 		<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度実績についてモニタリング実施（久が原福祉園、新井宿福祉園、池上福祉園、大森東福祉園、南六郷福祉園、大田生活実習所、大田福祉作業所、うめのき園、くすのき園、しいのき園、はぎなか園、つばさホーム前の浦、前の浦集会室） 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なモニタリングと併せて日常的な検証を実施し、施設サービスの向上を図る。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な検証体制を整備する。 施設特性に合わせたモニタリング項目の検討等を実施 指定管理者と協議し、課題解決に向けて業務改善を図る。 			

【実施状況に対する意見等】

- 「指定管理者と協議し、課題解決に向けて業務改善を図る」とあるが、特に区立施設を多く持つ地域としてその責任は重要と捉える。現場では職員の異動・退職が多く、知的障がいのある人を支援するのにふさわしくない状況が深刻化しているのではないかと危惧される。これまでのやり方に固執しない、新しい事業展開を推奨するなど、専門家の知見なども求める努力を惜しまず、小手先の手当てに終わらせないでほしい。

【区の考え方】

- 指定管理業務については、従来のモニタリング・福祉サービス第三者評価に加え、利用者・保護者へのアンケート、施設長ヒアリング等により、より良い施設運営に取り組んでまいります。

事業	17	地域活動支援センターの運営支援	所管	障害福祉課
事業目標	夜間や休日等を含めた相談、情報の提供、障がい者同士や地域住民との交流の場の施設として充実が図られるよう運営を支援する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター、地域活動支援センターを運営する事業者に対して、運営費の一部を補助 地域生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型）2か所 地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）9か所 		<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター、地域活動支援センターを運営する事業者に対して、運営費の一部を補助 地域生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型）2か所 地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）9か所 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> より質の高いサービス提供のために人材育成、施設整備、サービス提供体制の見直し 安定した施設運営のため、行政の財政支援の継続実施 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> サービスの実施事業者に対して補助金交付による支援を継続実施し、サービスの充実、施設運営の安定化を図る。 			

事業	18	高次脳機能障がい児・者への支援の充実	所管	障がい者総合サポートセンター 新蒲田福祉センター 上池台障害者福祉会館
事業目標	高次脳機能障がいに対する理解を深めるための啓発を推進するとともに、障がいの特性に応じた支援を推進する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<p>○機能訓練：4,536人</p> <p>○障がい特性に応じた訓練プログラムの構築と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者対応OT実施：814人 ・認知訓練プログラム：135人 ・生活課題改善プログラム実施：319人 <p>○障がい者総合サポートセンターの生活訓練で、身体障害者手帳のない高次脳機能障がい者に対応：239人</p> <p>○手帳がない高次脳機能障がい者の訓練体験受入（試行）継続</p> <p>○医療機関等、関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者サポーター養成講座実施に協力 ・障がい者総合サポートセンター見学会を実施 ・上池台障害者福祉会館機能訓練室見学会を実施 <p>○医療・保健・福祉のネットワーク構築に向けた連絡会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回高次脳機能障害者連絡会を開催（6月）31人参加 ・第2回高次脳機能障害者連絡会を開催（12月）27人参加 <p>○パンフレット、区報等による啓発及び支援機関の周知：支援機関マップの発行</p> <p>○高次脳機能障がい児・者のための専門的な相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターで高次脳機能障害専門相談を実施：5件 <p>○支援者の育成、スキルアップのための研修等の実施：第2回支援者セミナーの開催（9月）121人参加</p> <p>○学齢期の高次脳機能障がい児や担当教師・保護者等への相談・支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの高次脳機能障がい講演会実施（11月）156人参加 <p>○在宅の高次脳機能障がい者等への訪問支援の実施：5件</p> <p>○高次脳機能障がい者の就労系サービスへの受け入れ支援</p> <p>○関係機関との連携：連絡会、症例検討会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心身障害者福祉センター連絡会 ・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業支援員連絡会 ・区南部圏域高次脳機能障がい支援普及事業連絡会 ・区南部圏域高次脳機能障害症例検討会 		<p>○機能訓練：2,003人</p> <p>○障がい特性に応じた訓練プログラムの構築と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者対応OT実施：322人 ・認知訓練プログラム：87人 ・生活課題改善プログラム実施：155人 <p>○障がい者総合サポートセンターの生活訓練で、身体障害者手帳のない高次脳機能障がい者に対応：215人</p> <p>○手帳がない高次脳機能障がい者の訓練体験受入（試行）継続</p> <p>○医療機関等、関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンター見学会を実施 ・高次脳機能障がいについての出前講座案内チラシを作成。 <p>○医療・保健・福祉のネットワーク構築に向けた連絡会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回高次脳機能障害者連絡会を開催（6月）35人参加 <p>○区立3機能訓練事業所連絡会を定期開催</p> <p>○パンフレット、区報等による啓発及び支援機関の周知：リーフレット発行予定</p> <p>○高次脳機能障がい児・者のための専門的な相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターで高次脳機能障害専門相談を実施：1件 <p>○支援者の育成、スキルアップのための研修等の実施予定：高次脳機能障がい出前講座</p> <p>○学齢期の高次脳機能障がい児や担当教師・保護者等への相談・支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの高次脳機能障がい講演会実施予定 <p>○在宅の高次脳機能障がい者等への訪問支援の実施：1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画を策定し、今後3事業所にて随時展開予定 <p>○高次脳機能障がい者の就労系サービスへの受け入れ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業同行支援：6件 ・復職・就職準備プログラムの試行〈新規〉10回、延31人実施 <p>○関係機関との連携：連絡会、症例検討会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業支援員連絡会 ・区南部圏域高次脳機能障がい支援普及事業連絡会 ・区南部圏域高次脳機能障害症例検討会 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・区立3機能訓練事業所連絡会を定期開催し、現状把握の上課題に取り組んでいる。 ・機能訓練室利用期間を終えた人の行き場づくり 			

	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの高次脳機能障がい者の相談支援体制 • 手帳のない高次脳機能障がい者の体験訓練の総括及び施策
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> • 相談支援専門員の高次脳機能障害の知識・理解を深めるために、相談支援従事者現任研修を実施 • 第2回高次脳機能障害者連絡会を開催（12月） • 年度末に普及啓発リーフレットを発行 • 訪問訓練、出前講座の本格実施 • サークルへの紹介、就労移行施設などへの移行の推進 • 子どもの高次脳機能障がい者の理解のための講演会の実施

<p>【実施状況に対する意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講演会を継続する意義はあると考えるが、「相談支援体制」の確立のための具体的な取組方法を課題として提示した方がいい。 ○ 課題に「機能訓練室利用期間を終えた人の行き場づくり」とあるが、これは障害福祉サービスの「自立訓練」の利用期間を終了した人という解釈でいいのか。今後の取組みの中で「サークルへの紹介、就労移行施設などへの移行の推進」とあるが、自立訓練利用期間を終えた人を必要に応じて、サークルや就労移行施設への移行を推進するための具体的な方法を課題として提示した方がいい。 ○ 高次脳機能障害者連絡会が定期的で開催でき、ネットワーク構築につながっている。今後の課題として、この会議を定期的で開催していく中で、連絡会を行う目的を更に明確化し、各会のテーマも設定していけるといい。参加者からの有意義な意見交換・情報交換も必要となる。 ○ こどもに関しては医療との連携が必須となる。多くない事例を蓄積していくこと、伴走していくこと、情報発信等、サポートセンターが意識的に行ってほしい。 <p>【区の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サポートセンターが中心となり、機能訓練連絡会や医療機関、関係機関と協議し高次脳機能障がい（児・者）に対する相談支援体制を強化してまいります。 ○ 自立訓練の終了者向けには、引き続き利用者の意向に基づき、サークルの紹介や就労移行支援事業所などへの見学動向や実習の実施などを行ってまいります。 ○ 高次脳機能障がい連絡会につきましては、引き続き定期的で開催し、情報共有や意見交換の場としてまいります。

事業	19	福祉サービス第三者評価の受審	所管	障害福祉課
事業目標	サービス提供者の質の向上、利用者に対するサービス選択の一助とするため、区が行う福祉サービスについて第三者評価を受審するとともに、民間事業者等の受審を促進する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> • 受審費用の補助を実施 • 民間事業所（居宅介護、短期入所）に対して、事業所連絡会（4月14日開催）及び郵送により受審勧奨を実施 • 大田区児童発達支援地域ネットワーク会議（6月4日開催）で、民間障がい児通所支援事業所に受審勧奨を実施 • 居宅介護事業所が受審 1件 • 区立障がい児通所施設が受審 こども発達センターわかばの家 1件 • 民間障がい児通所支援事業所が受審 放課後等デイサービス事業所 1件 		<ul style="list-style-type: none"> • 受審費用の補助の継続実施 • 民間事業所（居宅介護、短期入所）に対して、事業所連絡会（4月15日開催）及び郵送により受審勧奨を実施 • 大田区児童発達支援地域ネットワーク会議（6月4日開催）で、民間障がい児通所支援事業所に受審勧奨を実施 • 民間障害児通所支援事業所1施設が受審予定 • 区立障がい者施設 6施設（池上福祉園、大森東福祉園、くすのき園、うめのき園、しいのき園、大田福祉作業所）が受審予定 		

課題	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所の受審の促進 28年度から新たに都の評価対象に追加されたサービス（共同生活援助等）への対応
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 受審費用の補助の継続実施 新たな評価対象サービスへの対応の検討 郵送等により継続して受審勧奨を実施 大田区児童発達支援地域ネットワーク会議等を通じて、民間障がい児通所支援事業所の計画的な受審の促進を図る。

【実施状況に対する意見等】

- 新しいサービスで一気に事業所の増えた放課後等デイサービスに関して、受審が基本となるような風土を築いてほしい。いつも見られている意識がサービスを向上させる手助けになればいい。

【区の考え方】

- 区全体としての発達支援の質の確保、向上のためにも、障害児通所支援事業所、特に放課後等デイサービス事業所における積極的な福祉サービス第三者評価の受審勧奨をしていきます。
- 東京都からは放課後等デイサービス事業者に対して、放課後等デイサービスガイドライン自己評価表の提出、及び公表が求められており、区としてもその徹底と評価表に基づく改善指導を行っていきます。

施策の方向性② 居宅生活支援の充実

事業	20	福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	<p>介護保険事業所で障害福祉サービスに参入していない事業所に対し、障がい特性に応じた介護についての研修会を実施することにより、障害福祉サービスへの参入を促進し、質の高い安定的なサービスの提供を図る。</p> <p>福祉サービス事業者に対し、介護人材育成・定着のための支援を実施し、職員が安心して就労できる環境づくりを推進し、質の高いサービスの安定的・継続的な提供を可能とする体制の構築を支援する。</p>			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 区立通所施設（生活介護）で、1日体験研修を実施（参加者なし） 障がい者総合サポートセンターにおいて、大田区における障害福祉人材を体系的に育成するために、研修計画を策定し、研修を実施 実施方法の再検討 		<ul style="list-style-type: none"> 周知方法の見直し及び受け入れ先事業所の拡大を行った。 区立通所施設（生活介護）に加え、区立通所施設（機能訓練）で、1日体験研修を実施（6人参加） 障がい者総合サポートセンターにおいて、大田区における障害福祉人材を体系的に育成するために、研修計画を策定し、研修を実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所の障害福祉サービスへの参入 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援研修（後期）の案内を再度、区内事業所へ発送し、周知を図り参加を促進する。 			

事業	21	手話通訳者・点訳者の育成	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	聴覚・視覚障がい者のコミュニケーション支援の充実のため、手話通訳者・点訳者の養成を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
○大田区社会福祉協議会に委託して下記の事業を実施 ・手話講習会の開催 4月開講 各40回実施 定員50人 初級：昼の部50人・夜の部48人参加 中級：昼の部38人・夜の部37人参加 上級：昼の部27人・夜の部22人参加 ・通訳養成課程 5月開講 各15回実施 定員15人 昼の部6人、夜の部8人参加 ・点訳講習会（22回の講習・定員20人） 入門講座レベルと初級講座レベルで実施予定		○大田区社会福祉協議会に委託して下記の事業を実施 ・手話講習会の開催 4月開講 各40回実施 定員50人 初級：昼の部39人・夜の部45人参加 中級：昼の部29人・夜の部24人参加 上級：昼の部30人・夜の部31人参加 ・通訳養成課程 5月開講 各15回実施 定員15人 昼の部6人、夜の部11人参加 ・点訳講習会（22回の講習・定員20人） 入門講座レベルと初級講座レベルで10月から実施予定。現在での申込者は15名。		
課題	・障害者差別解消法施行を受けて、手話ができる区民、そして手話通訳者のより多くの養成			
今後の取組み	・通訳養成課程の運営方法・カリキュラムを見直し、より多くの手話通訳者養成を実現させる。			

事業	22	短期入所事業の充実	所管	障害福祉課
事業目標	事業者及び障がい者団体との連携によって短期入所事業の充実を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
・区内の指定事業者に対し、運営費等の補助 ・障がい者団体への運営費等の補助		・区内の指定事業者に対し、運営費等の補助 ・障がい者団体への運営費等の補助		
課題	・障がい者団体への運営費等の補助により実施されている事業の利用の減少			
今後の取組み	・引き続き、各団体と協力し周知や利用方法を検討する。 ・地域生活支援拠点等の整備により充実を図る。			

【実施状況に対する意見等】

- 家族と地域で暮らす知的障がい者にとって緊急時に地域で安心して頼れる短期入所の場は必要不可欠。地域生活支援において大切な事業と捉える。様々な事業形態にそれを取り入れる可能性を模索しながら展開してほしい。

【区の考え方】

- 短期入所については、稼働率が高い施設もあり、需要や要望が多いことを理解しております。今後も、地域資源を有効に活用しながら、必要な機能を拡充する方策について研究を進めてまいります。

事業	23	緊急一時保護事業の充実	所管	障害福祉課
事業目標	保護者又は家族の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者を家庭・施設等で保護する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦：定員4人 延340名 緊急一時保護の登録介護人名簿の整理 		<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦：定員4人 延158名 緊急一時保護の登録介護人名簿の整理 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、登録介護人名簿の整理を行う必要がある。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 近年介護実績のない介護人を抽出し、継続の意思確認を行う。特に、情報公開同意者については、利用者から依頼の連絡が入る可能性もあることから、優先的に取り組む。 地域生活支援拠点等の整備により充実を図る。 			

【実施状況に対する意見等】

- 施設の整備や充実を検討するのであれば、より地域に開かれた形での交流スペースの併設などの機能があるといい。
- 知的障がい者の家族としてありがたい事業だと実感している。必要な人にその事業が周知されていることが望まれる。

【区の考え方】

- 「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現を目指し、施設整備の際は地域との交流についても検討してまいります。
- 今後も引き続き、地域福祉課等の窓口や障がい者福祉のあらましの配布などを通して、事業の周知に努めてまいります。

施策の方向性③ 暮らしの場の確保

事業	24	グループホーム等の暮らし場の整備	所管	障害福祉課
事業目標	地域で自らが望む生活を送るための施設として、グループホーム等の整備を支援する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 1か所のグループホーム開設 グループホーム整備費補助の継続 		<ul style="list-style-type: none"> 2か所のグループホーム開設 グループホーム整備費補助の継続 今後の施設整備について検討 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行推進、利用者の高齢化等の対応として需要が高まっているグループホームの整備について、着実な情報提供及び財政支援 今後の施設整備のあり方 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等に対する補助金交付を継続実施し、グループホーム整備の促進を図る。 引き続き施設整備に向けた取組みを進めていく。 			

【実施状況に対する意見等】

- 家族の高齢化により、グループホームのニーズが増加している。各法人の努力はもとより、公有地（公有地活用による地域福祉インフラ整備事業の活用）や公有地の貸与など、区からも積極的に取り組んでほしい。
- 知的障がい者の家族にとって本人のグループホーム入居が、地域生活を考えるうえで最も求められている資源となっている。その整備に関してより積極的な取組みに期待したい。日中活動を支援する法人への事業展開の促しや、用地確保に積極的な姿勢で取り組んでほしい。
- 様々なタイプのグループホームが区内に設置されている。その運営や支援の継続向上のためにネットワークを構築してほしい。

【区の考え方】

- 現在、区では、入所施設からの地域移行や親元からの自立等を受け止めるため、相談、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点等」の面的な整備を進めています。グループホームについては、居住の場の確保として、面的整備が計画的に進むよう、法人に対する整備費の補助のほか、区としての支援のあり方も含めて検討してまいります。
- おおた障がい施策推進プラン策定時の実態調査の中で、事業所から人材育成についての課題が挙げられていました。これを受けて、障がい者総合サポートセンターでは、昨年度、「大田障害福祉従事者人材育成基本方針」を策定しました。高い専門性をもち、障がい者の想いに寄り添い、他機関などと積極的に連携する「オールおおた」で考え行動する人材を育成することを基本としています。この方針を受けて個別研修を実施しており、今度も引き続き研修を充実させていきます。

事業	25	自立生活訓練施設の運営支援	所管	障害福祉課
事業目標	自立生活訓練を通じて、円滑な地域生活への移行のための場を整備する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
○つばさホーム前の浦：定員16人 ・3年自立訓練：利用修了者3人 ・短期自立生活訓練：延124人		○つばさホーム前の浦：定員16人 ・3年自立訓練：利用修了者5人 ・短期自立生活訓練：延59人		
課題	・訓練期間内でのグループホーム等の地域生活への移行の推進			
今後の取組み	・利用者の自立生活に向け、利用者個々の状況に応じた支援を充実させる。			

施策の方向性③、④ 暮らしの場の確保、地域生活移行支援の充実

事業	26	【新規】【重点】地域生活支援拠点等の整備	所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター
事業目標	障がい者の高齢化、「親なき後」を見据えて地域での暮らしの安心感、親元からの自立を希望する者に対する支援のため、地域生活支援拠点等を整備する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターを中心とした面的体制整備の推進（区内既存施設の機能拡充、下丸子通所施設「Beステーション 凜」の開設準備等） ・厚生労働省の「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施 ・大田区自立支援協議会等において地域ネットワークを構築 ・障がい者総合サポートセンターにおいて障がい福祉従事者人材育成事業（26研修）、学識経験者によるスーパーバイズ（12回）を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・下丸子通所施設「Beステーション 凜」の開設準備 ・区内既存施設（上池台障害者福祉会館等）の機能拡充に向けた検討・準備 ・大田区自立支援協議会等において地域ネットワークを構築 ・大田区自立支援協議会地域移行・地域生活支援部会で、インフォーマルも含めた地域資源の確認及び活用方法の検討 ・障がい者総合サポートセンターにおいて障がい福祉従事者人材育成事業、学識経験者によるスーパーバイズを継続実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の機関の有機的な連携の確保 ・居住の場の確保 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・下丸子通所施設「Beステーション 凜」の開設 ・区内既存施設の機能拡充（上池台障害者福祉会館の生活介護増設等） ・「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」に基づき、継続的に研修を実施 ・グループホーム整備支援の継続 ・既存のネットワークを活用した個々の機関による有機的な連携の確保 ・障がい者総合サポートセンター二期工事による機能拡充を図り、多機能拠点型地域生活支援拠点を整備する。 			

【実施状況に対する意見等】

- 地域生活支援拠点の機能は、①人材育成②24h 安心コールセンター③緊急一時保護④コーディネート⑤生活体験の場⑥相談支援となる。③と⑤については、面的整備としてさぼりとびあ以外で担うことができると思うが、現在③については、つばさホーム以外想定されていない。今後グループホーム（人数多めの）の整備を進め、その中にショートステイを整備する等、次期計画に具体的にいれてほしい。②、④、⑤の整備・充実についても検討していく必要がある。他地域の好事例の研究も視野に入れてほしい。
- 障がい者総合サポートセンターの役割がさらに深まると思うが、多機能型地域生活支援拠点のゴールイメージや重視する点について記載されるといい。
- 地域事情も鑑みた喫緊の課題解決も重要だが、潜在的な課題把握も併せて努めながら、より多機能性の範囲が広がるようなネットワークのあり方、区内における設置場所や数を検討することが必要。
- 「富山型デイサービス」のように、高齢者や障がい者へのサービスが共生・併設するようなかたちも検討していった方がいいのではないかな。
- 今後はケアマネジャーと相談支援専門員が兼任していくことも考えられる。地域包括支援センターとの連携も考えていった方がいい。

【区の考え方】

- 現在、区では、入所施設からの地域移行や親元からの自立等を受け止めるため、相談、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点等」の面的整備を進めています。
- 障がい者総合サポートセンターは、二期工事により、緊急時の受け入れ機能をあわせ持つ居住スペースの設置と、学齢期を中心とした発達障がい児への取組みを実施することで、サポートセンターにおいて昼の支援と夜の支援の両方の支援と、子どもから大人までの一体的な支援を実現する、多機能拠点型の施設となる予定です。今後は、障がい者総合サポートセンターを中心とするネットワークを構成し、機能を分担した施設との有機的な連携を図ってまいります。
- 高齢者のサービスや関係施設との連携については、貴重なご意見として承り、他自治体や国、都の動向について、引き続き研究してまいります。

施策の方向性④ 地域生活移行支援の充実

事業	27	地域移行支援コーディネート体制の整備	所管	障害福祉課
事業目標	地域活動支援センター I 型事業所に地域生活移行コーディネーターを配置し、精神障がいのある人が退院して地域生活を始める際の準備とその後の生活支援を行う。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> • コーディネーターによる事業推進の充実 • コーディネーターを1名から2名に増員 • 地域生活安定化支援調整会議の充実 • 地域移行に係る区関係機関及びコーディネーターの連携による支援体制の充実 		<ul style="list-style-type: none"> • コーディネーターによる事業推進の充実 • 地域生活安定化支援調整会議の充実 • 地域移行に係る区関係機関及びコーディネーターの連携による支援体制の充実 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> • この事業は、精神障害のため入院しており帰来先のない人の、地域での生活の推進に寄与している。入院先への訪問相談や退院後のアパート探しなどには、きめ細やかな支援が必要である。しかし、入院先に相談に行っても、本人の退院には必ず結び付くことはなく、根気強い、相談継続が必要となっている。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> • 27年度からコーディネーターを1名から2名に増員した。新規に支援を開始した人数、退院した支援対象者の人数、再入院した支援対象者の人数により、効果を検証する。 			

【実施状況に対する意見等】

- 身体障がいや知的障がいのある方の地域生活のコーディネートをどのように進めていくのか。
- 「平成27年度主要施策の成果」には、経年変化による具体的な被支援者数が記載されている。「おおた未来プラン10年」のような上位計画よりも、課題や今後の取組みについて、より言及されることが必要ではないか。

【区の考え方】

- 区では、精神科病院の入院患者の退院促進のため、精神障害者地域生活安定化支援事業としてコーディネーターを配置しています。他の障がいのある方については、地域移行支援事業等を活用していきます。

主要課題(2)

雇用・就労の促進

施策の方向性① 就労支援の充実

事業	28	就労支援ネットワークの充実	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	障がい者の就労を促進するために、公共職業安定所、特別支援学校、就労系事業所等、労働、教育、福祉の関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、各機関間の連携により障がい者の一層の就労促進を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク会議の充実 ・大田区自立支援協議会就労支援部会の開催 10回 ・就労促進担当者会議の開催 12回 ・就労移行支援事業所連絡会の開催6回 ・精神障がい者の職場体験実習実行委員会6回 ○会議を介さない就労系事業所等との連携構築 ・定期訪問：19事業所 ○多様な障がいに応じたネットワーク事業の実施【当事者向け】 ・就労者激励会：470人参加（就労者262人、企業106人、関係機関102人） ・公開生活講座：4回 82人参加 ・清掃技術講座：22人参加 ・就労者家族向け講演会：66人参加 ・就労者と就労希望者の交流会：43人参加【企業向け】 ・就労促進懇談会：133人参加（うち企業69人） ・事業所見学会：5回 117人参加（うち企業94人） ・企業向け移行支援事業所見学会：10人参加【支援者向け】 ・就労担当者セミナー：3回 77人参加 ・就労移行支援事業所説明・交流会：68人参加【その他】 ・自立支援協議会就労支援部会公開セミナー：61人参加 		<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク会議の充実 ・大田区自立支援協議会就労支援部会の開催4回 ・就労促進担当者会議の開催5回 ・就労移行支援事業所連絡会の開催2回 ・精神障がい者の職場体験実習実行委員会2回 ○会議を介さない就労系事業所等との連携構築 ・定期訪問：27事業所 ○多様な障がいに応じたネットワーク事業の実施【当事者向け】 ・就労者激励会：497人参加（就労者296人、企業93人、関係機関108人） ・就活講座 2回 63人【支援者向け】 ・就労担当者セミナー：2回 23人参加 ・就労移行支援事業所説明・交流会：50人参加 ・就労支援情報説明会 63人〈新規〉 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者による連携が進むようなネットワーク会議の工夫 ・各ネットワーク会議と自立支援協議会が地域課題を共有できるような連携が必要 ・ネットワークを活用した就労支援を進めるにあたり、ネットワーク会議に参加できない事業所との連携も進める。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・新規ネットワーク事業の実施と検証 ・区内の就労支援を行っている事業所への定期訪問 ・就労継続支援 A 型事業所との連携の検討 			

事業	29	就労定着支援事業の推進	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	区内外の就労系事業所、生活支援事業所、特別支援学校、公共職業安定所等と連携して就労の定着を促進していく。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援者数：就労継続：745人（障がい者総合サポートセンター：439人、その他就労系事業所：306人） 雇用後のジョブコーチの活用：4件 たまりば事業の充実 増え続ける就労定着支援について大田区自立支援協議会就労支援部会（6、7月）で課題を確認し、定着支援量のプレ調査案を提出した。（2月） 		<ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援者数：就労継続：775人（障がい者総合サポートセンター：466人、その他就労系事業所：309人） 雇用後のジョブコーチの活用：16件 たまりば事業の充実（事業13参照） 増え続ける就労定着支援について、6月にプレ調査を行い、8月に質問紙法で郵送調査実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に障害者総合支援法一部改正により「就労定着支援事業」が事業化されるため、就労定着支援事業の見直しと新たな調整が必要 増加する就労定着支援量の実態を把握し、質を確保できるような工夫が必要 拙速なマッチングによる就労定着困難事例の抑制 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 問題解決時のジョブコーチ活用 就労定着支援量の調査実施 たまりば等就労者向けグループプログラムの実施 新たな就労定着支援システムの検討・実施・検証 			

事業	30	多様な障がいに応じた就労促進支援事業の推進	所管	障がい者総合サポートセンター
事業目標	精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者や難病患者等多様な障がいに応じた就労促進支援事業の充実を図り、ネットワークを活用して就労を促進する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<p>○新規就労を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就職：140人（特別支援学校等31人、障がい者総合サポートセンター27人、就労支援事業所82人） 離職者の再就職支援：26年度に22人離職したが、支援の結果、そのうち10人が再就職 職場開拓（多様な障がいの受け入れ啓発）：71社開拓し、21社に就労でき、14社に見学、実習等ができた。 <p>○多様なニーズに対応する相談支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な障がいの相談対応（障がい者総合サポートセンター） <ul style="list-style-type: none"> ①新規相談者178人（精神65人、知的40人、身体19人、発達9人、高次脳5人、その他41人）※重複障がい含む ②相談件数1,809件（知的786人、精神348人、発達287人、高次脳141人、身体93人、難病4人、その他150人） <p>○多様な職業適性評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターでの職業評価75件 <p>○体験実習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業実習参加者数：延110人 精神障がいの企業体験実習：14社の実習先開拓を行い、8社19人が参加予定 公共機関での実習参加者数：24件42人（蒲田 		<p>○新規就労を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就職：48人（特別支援学校等30人、障がい者総合サポートセンター14人、就労支援事業所4人※その他の事業所は調査中） 離職者の再就職支援：27年度に55人離職し、10人が再就職。 職場開拓（多様な障がいの受け入れ啓発）22社 <p>○多様なニーズに対応する相談支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な障がいの相談対応（障がい者総合サポートセンター） <ul style="list-style-type: none"> ①新規相談者73人（精神25人、身体16人、知的11人、発達14人、高次脳8人、その他21人）※重複障がい含む ②相談件数833件（知的236人、精神182人、発達182人、高次脳90人、身体82人、難病0人、その他61人） <p>○多様な職業適性評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターでの職業評価20件 高次脳機能障がい者の復職・就職準備プログラムの試行（再掲）〈新規〉10回、延31人実施 <p>○体験実習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業実習参加者数：延61人 公共機関での実習参加者数：25件70人（蒲田地域福祉課3人、生活衛生課63、糀谷羽田生活福祉課3人、障がい者総合サポートセンター1 		

地域福祉課 12 人、生活衛生課 20 人、大森地域福祉課 2 人、障がい者総合サポートセンター 8 人)	人)
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 今後の法定雇用率の引き上げを視野に入れた企業の採用計画が活発化していて、地域には人材の供給が求められている。より重度化、高齢化、多様化する就労希望者に対応した人材育成や企業開拓が急務である。 • 平成 30 年度の法定雇用率見直しや精神障がい者の雇用率算定が予定されているため、企業の採用計画の活発化による拙速なマッチングが生じやすい。
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> • 課題の多い就労希望者に対応できる職場開拓 • 高次脳機能障がいに対応できるようにアドバイザーを活用し復職・就職準備プログラムを試行する。 • 課題の多い就労希望者への支援プログラムの工夫 • 多様な働き方や雇用の仕組みについての試行・検証

主要課題(3)

保健・医療の充実

施策の方向性① 精神障がい者への支援の充実

事業	31	精神障がい者への支援の充実	所管	健康政策部
事業目標	<p>思春期から高齢期まで、様々なところの問題について、専門医による精神保健福祉相談や保健師による相談を実施し、必要な人には治療の勧奨を行い、支援の充実を図ります。</p> <p>また、生活福祉課ケースワーカーや訪問看護ステーションNs・ケアマネージャー・ヘルパーなど必要に応じて、関係機関の他職種と同行訪問するなどのアウトリーチ支援の充実を目指します。</p>			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 106回、相談件数 248件 保健師家庭訪問 1,594件 保健師所内相談 2,943件 保健師電話相談 13,173件 保健師その他の相談 474件 保健師関係機関連絡 8,911件 		<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 38回、相談件数 109件 保健師家庭訪問 696件 保健師所内相談 1,211件 保健師電話相談 5,697件 保健師その他の相談 243件 保健師関係機関連絡 3,613件 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 精神的な問題を抱える区民やその家族などの相談に応じ、さらなる、早期治療の促進や問題解決を図るよう努める。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師による個別相談（予約制）を継続し、必要により早期に受診に繋がるきっかけづくりや、心の健康のために生活を見直すきっかけをつくる。また、保健師による個別支援を継続実施する。 			

【実施状況に対する意見等】

- 保健師による家庭訪問・所内相談・電話相談の実績件数が示されているが、個々の相談内容の大まかな内訳等の統計を提示できれば、実態はわかりやすいのではないではないか。ない場合であれば、自立支援協議会の専門部会等で調査を行うことができるのか検討することもできる。そのようにして、当事者がどのようなことに困っているのか等のニーズを把握し、次期プランへ反映することが必要。
- 「早期治療の促進」とあるが、当事者の立場としては、早期の医療介入については慎重であるべき。
- 本人中心という視点を持ってもらいたい。

【区の考え方】

- 保健師による相談件数内訳は、家庭訪問・所内相談・電話相談別に、一般精神・依存症・老人精神などの種別で、必要に応じて、情報提供することが可能です。
- 個々の状況に応じて、慎重に支援してまいります。
- 本人中心という視点を大切にして支援してまいります。

施策の方向性② 難病患者への支援の充実

事業	32	【新規】 庁内ネットワークの構築	所管	健康政策部
事業目標	在宅療養生活の支援を充実するために、庁内におけるネットワークづくりを実施します。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 2/3 大田区難病対策庁内連絡会（係長級）を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 8/24 大田区難病対策庁内連絡会（課長級）を実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度（仮称）大田区難病対策地域協議会設置 「難病の患者に対する医療に関する法律」に対応した、医療・福祉・就労等を含めた難病患者への総合的な支援 関係各課が連携した相談体制の整備 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度後期、大田区難病対策庁内連絡会を開催し、関係部署・関係団体と調整・連携を図る。また、（仮称）大田区難病対策地域協議会設置に向け準備を行う。 			

事業	33	難病講演会の実施	所管	健康政策部
事業目標	講演会を実施し、難病患者及びその家族の療養生活支援の充実を目指します。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 10/24（土）「膠原病講演会 ①膠原病の治療②膠原病とともに生きて」を開催。 		<ul style="list-style-type: none"> 10/15（土）「潰瘍性大腸炎・クローン病の治療と日常生活の工夫」の講演会の企画・周知等 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 法律の施行に伴い、医療費助成の対象疾病が拡大された。今後も拡大の方向。 難病患者・家族の、地域における療養生活を支援するため、難病に関する普及啓発を図る。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者・家族の地域療養生活を支援するため、継続して開催していく。 			

主要課題(4)

障がい児支援の充実

施策の方向性① 発達支援・教育の充実

事業	34	発達支援の推進	所管	こども発達センターわかばの家
事業目標	発達に遅れやその疑いのある就学前の乳幼児に、早期に発達支援を行い基本的な生活能力の育成と集団生活への適応能力を高めるとともに、家族への相談支援を行う。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 延1,268件（初回面接を含む） ○早期支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達センター（単独通所） 延 432 人 ・児童発達支援事業（親子通所） 延 336 人 ・外来訓練事業 延 8,130 人 ・自由来館事業 延 1,290 人 ・子育てサロン事業 延 1,149 人 ・アフターケア事業 延 195 人 ○地域支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等訪問 延 419 園／465 人 ・発達支援講演会 関係機関向け 2 回 区民向け 1 回 ○関係機関との連携（教育センター、幼児教育センター、保育サービス課、地域健康課等） ○指定障害児相談支援事業・指定特定相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談 延 3,516 人 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 延515件（初回面接を含む） ○早期支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達センター（単独通所） 延 180 人 ・児童発達支援事業（親子通所） 延 148 人 ・外来訓練事業 延 3,304 人 ・自由来館事業 延 533 人 ・子育てサロン事業 延 508 人 ・アフターケア事業 延 60 人 ○地域支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等訪問 延 216 園／241 人 ・発達支援講演会 関係機関向け 2 回（開催予定） 区民向け 1 回（開催予定） ○関係機関との連携（教育センター、幼児教育センター、保育サービス課、地域健康課等） ○指定障害児相談支援事業・指定特定相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談 延 1,302 人 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託先法人の高い専門性とノウハウを活用し、子どもの特性に応じたきめ細やかな相談支援事業、早期支援事業を継続させる。 ・区全体として発達支援の充実、推進が図れるようにするため、特に地域支援事業を充実させ、関係機関との連携強化を図る。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所やサービス利用者の推移等を把握しながら、区立施設としての役割を明確にしていく。 			

【実施状況に対する意見等】

- 生涯発達の視点に立ち、数多ある事業について、ご本人を中心にコーディネート出来る相談支援事業が必要である。しかし、現状では事業所や相談にあたる質の高い従事者の確保は難しく、効率的に支援を紡ぎ出す工夫をしながら何とかしのいでいる状況とも言える。現状を継続するという視点ではなく、拡充していく事が課題として挙げられる。

【区の考え方】

- すでに障害児通所支援事業を運営している事業所、及び新規開設を予定している事業所に対して、障害児相談支援事業の必要性について検討をしていただいております。
- 障害児相談支援事業所を含め、区内の障害児支援事業所等に、区からも支援員の人材育成や支援の質の向上の観点から発達支援に関わる情報や各種研修等の情報を積極的に発信してまいります。

事業	35	就学相談	所管	教育センター
事業目標	本人の将来を見据え、関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との連携を緊密にし、障がいの種類や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学、通級の相談を行う。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 就学相談説明会：4回予定 就学相談：電話 380 件 面談 399 件（昨年度同期と比較し増加傾向） 就学支援委員会 11 回 対象児童・生徒数 81 人 		<ul style="list-style-type: none"> 就学相談説明会：4回実施 就学相談：電話 383 件 面談 475 件 就学支援委員会 8 回 対象児童・生徒数 120 人 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 28 年度より小学校全校で特別支援教室が実施されたことにより、入室希望児童の心理検査件数の増に対応する必要がある。 電話及び面談を実施した件数が、昨年度同期と比較し増加の傾向にある。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 就学時健診で就学相談を申し込んだ保護者に対し、子どもの能力を最大に引き出すことができる教育環境に就学できるよう、相談支援を行う。 			

【実施状況に対する意見等】

- こども部会で積み重ねられ、意識されている支援の継続性を担保するのに、現行の就学相談のあり方は根本的に見直す必要がある。障がい福祉の分野から「差別解消」「合理的配慮」に基づく就学相談のあり方、そもそもそのポイントに絞った相談が必要なのかどうかも含めて、これまでにとられない見直しの機会を働きかけるべき。

【区の考え方】

- いただいたご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。

事業	36	心身障がい児の放課後活動への支援	所管	障害福祉課
事業目標	放課後の生活を豊かにし、日常の関わりを通じて社会性を養うことを目的として、心身障がい児（小・中・高校生）の放課後活動施設の運営を支援する。 また、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所が、区内で安定した事業の継続が行えるよう支援する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設の運営支援の継続 放課後等デイサービスを含めた大田区児童発達地域ネットワーク会議の開催（4回） 事業運営に関する情報提供や開設相談等の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設の運営支援の継続 放課後等デイサービスを含めた大田区児童発達地域ネットワーク会議の開催（1回） 事業運営に関する情報提供や開設相談等の実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 子ども特性に応じた適切な発達支援が受けられるよう、区全体としてサービスの質と量の確保 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用の適正な需要をふまえ、発達支援のサービスの質の向上、及び量の確保のため、大田区児童発達支援地域ネットワーク会議や事業所訪問調査等を通して、事業所の適切なサービス提供の支援、指導・監督をしていく。 			

【実施状況に対する意見等】

- ネットワーク会議が軌道に乗ってきている様子は嬉しく思っている。それぞれの事業の良し悪しを共有しつつ、ご本人最優先を基本として指導・監督をお願いしたい。
- 放課後等デイサービスと形態の違う「地域活動支援センター」のような、区独自で支援を行っている社会資源の周知をお願いしたい。

【区の考え方】

- 各事業所の特色を活かしつつ、子どもが安心して通所できる事業所運営の確保のため、職員による事前連絡なしの事業所訪問調査を継続して実施していきます。
- 事業所が子どもの課題や家族支援等に対して適切に対応できるよう、指導・監督体制をより充実させていきます。

事業	37	特別支援学校との連携	所管	学務課 指導課 教育センター
事業目標	学校特別支援員の適正な配置を行うとともに、教育・福祉・医療・相談・就労等各関係機関が一体となって、一貫した支援体制の構築を目指す。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談 30件（巡回相談29件、研修会1件） 副籍制度の実施 66件（直接交流49件、間接交流17件） 巡回相談に係わる連絡協議会の開催 4回 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談 13件（巡回相談11件、研修会2件） 副籍制度の実施 22件（直接交流14件、間接交流8件） 巡回相談に係わる連絡協議会の開催 3回 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談の適正な活用と促進 副籍制度における特別支援学校と区立小中学校の連携 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 校長会や研修等において、巡回相談の適正な活用について周知するとともに、積極的な活用を促す。 校長会や研修等において、大田区における副籍制度ガイドラインに基づき、特別支援学校と区立小中学校が連携して実施計画を作成し、交流するように周知する。 			

【実施状況に対する意見等】

- 副籍制度の実施によって、平成27年度から全員副籍を持つ事となっているのに、28年度取組状況で22件とあるのはカウントに間違いはないか。大田区を学区に持つ小・中の特別支援学校が3校ある中で、直接交流22件、間接交流2件だけのはずはありません。

【区の考え方】

- 平成28年8月31日現在の数値となっております。なお、本年度の総数は、年度末に各特別支援学校から報告書が提出される予定です。

事業	38	特別支援教育に関する教員の資質の向上	所管	学務課 指導課
事業目標	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画における特別支援教室の実施に向けて、特別支援学級担当教員の指導力向上を図るとともに、通常の学級における全ての教職員を対象に発達障がい児への指導・支援についての実践力を高める。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教室小学校全面実施に向けたモデル校による指導内容の検証 ●発達障害早期研究事業運営協議会及び指導内容、指導方法等検討部会、教員専門性向上研修検討部会の開催：2回 ●モデル校教員連絡会の開催：2回 ○特別支援教育関連研修の充実 ●特別支援教育関連研修会の開催：4回 		<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教室の指導内容の検証 ●発達障害早期研究事業運営協議会及び指導内容、指導方法等検討部会、教員専門性向上研修検討部会の開催：2回 ○特別支援教育関連研修の充実 ●特別支援教育関連研修会の開催：8回 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育巡回指導教員及び特別支援学級担当教員の指導力の向上 ●全ての教員の特別支援教育への理解啓発 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教室巡回指導教員及び特別支援学級担当教員を対象とした実践的な研修の実施 ●管理職を含む全ての教員を対象とした研修の実施 			

【実施状況に対する意見等】

- 今後の取組みについて、通常級にも複数の対象児がいる事が多く、授業、学校生活で色々な事が発生するので、クラスがうまく機能するよう、先生方も色々な場面で対応出来るよう実践的な研修で学んで欲しい。
- 特に「管理職」には、法律をもって差別も虐待もされない尊重される権利を持つこともたちであることを高らかに謳い、伝えてほしい。その長い教員生活の経験上なかった流れに社会は動いていることに気づいていただかないと現場との乖離が起こってしまうのではないかと危惧している。

【区の考え方】

- 特別支援教育に関する研修会を通して、教員の資質の向上に今後も努めてまいります。

事業	39	特別支援学級等の充実	所管	学務課
事業目標	知的障がい、発達障がい等の特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個に応じた指導の充実を図り、能力を伸ばさせることのできる特別支援教育を推進する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害特別支援学級（固定） 小学校1校、中学校1校 ○言語障害通級指導学級 小学校1校 <ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害等通級指導学級 中学校1校 ・弱視通級指導学級 小学校1校を再開 ○特別支援教室 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校として小学校9校で実施 ・全校設置準備（区民説明会4回実施） 		<ul style="list-style-type: none"> ○難聴通級指導学級の再開 中学校1校 ○特別支援教室を全小学校で実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室の円滑な運営 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室の実施状況を見ながら、備品、教材等の整備を行う。 ・特別支援学級については、児童・生徒の人数の推移を見ながら必要に応じて調整していく。 			

【実施状況に対する意見等】

- 特別支援教室（サポートルーム）が一斉に開設されたことで、その実態について公開性のある調査報告をしてほしい。そこで支えられつつ通常のクラスで安心して過ごせることを目指すという方向性を打ち出さない限り、逆にどんどん特別支援学級に送り込まれてくるのではないかと危惧している。そこにいるこどもたちへの良いサポートは、教育全ての場面で活かされる学びの材料となる。

【区の考え方】

- 特別支援教室（サポートルーム）は、在学中ずっと利用し続けるものではなく、改善が見られれば指導時間数を減らし、最終的には通常学級で必要なサポートを受けながら安定して過ごせることを目指しています。そのため、特別支援教室を利用している全ての児童について、利用継続や終了の判断を年1回、校内委員会で行うようにしています。
- 今年度小学校全校で本格実施となったばかりです。今後、特別支援教室の利用状況等について把握し教育概要等で報告していきます。

施策の方向性② 保育の充実

事業	40	統合保育の充実	所管	保育サービス課
事業目標	児童の望ましい発達を促すため、医師及び心理士による統合保育巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ○小児神経科医師による巡回相談：16回 ○心理士による巡回相談：178回 ・巡回相談後のフォローアップ ・認可外保育施設への支援 ・新規開設園の支援 ・要支援児、要配慮児への支援 ・保育に役立つ統合保育スキル本の作成（第二弾作成中） 		<p><巡回相談事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児神経科医の巡回相談：8回 ○作業療法士による巡回相談：20回 ○心理士による巡回相談：91回 ・要支援児・要配慮児への支援 ・保護者への子育て支援 ・認可外保育所への支援・相談 ・感覚統合を踏まえた保育実践 ・医師による保育園、保護者への支援 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・統合保育のスキルの継続 ・巡回相談希望と実施までのギャップが大きい。 ・大田区の保育施設の統合保育のレベルアップ 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮児、要支援児への支援の継続 ・保育施設に合わせた統合保育の支援・助言 ・統合保育スキル向上のための実践上のスキル本作成 			

【実施状況に対する意見等】

- 「巡回相談希望と実施までのギャップが大きい」とあるが、このギャップを解消するのに特別支援学校は大田区の資源となりえないのか。他区では幼稚園や保育園巡回も行っている事例がある。

【区の考え方】

- ここでの巡回相談は、田中ビネー知能検査を実施する個別の巡回相談であるため、巡回後のフォローが必要であり、特別支援学校の巡回相談とは内容が異なります。ギャップを解消するため、心理士の増加、回数の増加を検討しております。特別支援学校のコーディネーターとは、連携をとっており、相談に応じていただいたり、巡回相談で保育園訪問ができることを周知しています。

事業	41	学童保育室での要支援児の受け入れ	所管	子育て支援課
事業目標	学童保育を必要とする要支援児童の受け入れを進め、障がい児支援の充実を図る。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・1年から6年までの受け入れを全施設で行う。 ・学童保育室受け入れ施設数：82 施設 ・受入児童数：155 人 ・要支援児在籍施設数：59 施設 		<ul style="list-style-type: none"> ・1年から6年までの受け入れを全施設で行う。 ・学童保育受け入れ施設数：89 施設 ・受け入れ児童数：201 人 ・要支援児在籍施設数：64 施設 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児の状況把握をしっかりと行い、支援の度合いを適切に見極める必要がある。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育事業は、今後全小学校内で展開することとなるので、学校側と連携を取り要支援児童への支援をしていく。 			

□ 基本目標3

障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

主要課題(1)

安全・安心体制の確保

施策の方向性① 災害時相互支援体制の整備

事業	42	災害時における要配慮者支援の推進	所管	防災危機管理課 福祉管理課 障害福祉課
事業目標	災害時における要配慮者支援の方法や関係機関との連携方法などの普及に努め、支援組織の拡充を図ります。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援組織の拡充（未結成組織への働きかけ 2組織） 災害時要援護者名簿の更新 災害時要援護者名簿登録希望者の受付 総合防災訓練（4会場）等で要配慮者支援訓練の実施及び要配慮者の参加（大田区自立支援協議会防災部会） 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援組織の拡充（新規結成 1 組織、未結成組織への働きかけ 10 組織） 災害時要援護者名簿の更新 災害時要援護者名簿登録希望者の受付 災害時要援護者名簿の整理 総合防災訓練（2会場）等で展示訓練の実施及び要配慮者の参加を予定（大田区自立支援協議会防災部会） 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 支援組織の拡充 手帳新規取得者への周知とともに未登録者への勧奨を行い、災害時における支援を多くの方が受けられるようにする。 総合防災訓練等への要配慮者の参加者数の増加及びその家族等の参加層の拡充 総合防災訓練実施地域の要配慮者に参加を促すための、訓練周知方法等の検討 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者支援体制の未結成数が多い特別出張所管内の町会長会議や講習会等で、広く支援体制の必要性や助成制度等を啓発し、結成につなげる。 「高齢」「障害」「ひとり暮らし」の3つの台帳を一本化することにより災害時における支援体制を整える。 地域の要配慮者への訓練参加の呼びかけ（大田区自立支援協議会防災部会） 総合防災訓練等で、福祉避難所の運営等や要配慮者支援活動を課題に実践的な訓練を実施する。 			

【実施状況に対する意見等】

- 災害対策基本法の改正により「要配慮者」へ統一されているため、文言の統一を図った方がいいのではないか。「災害時要援護者」から「災害時要配慮者」の変更が必要などの整理をするべき。
- 「支援組織の拡充」に関しては、先に現状を把握し具体化することが重要ではないか。
- 障がい当事者が必要と感じ求めてきたときに応えられるような「避難支援計画」作成に関する研究も進めるべき。個別の支援計画を作成する折にその視点も反映されるような取組みは考えられないか。行政が持ちうる個人情報をどう整理するかで、地域にいる障がい者の安否確認などに役立つ取組みの具体化も重要。
- 「町会・自治会」「地域住民」に期待するのであれば、まずは現状把握をし、本当の課題を浮き彫りにするところからしか始まらないと考える。
- 「総合防災訓練への要配慮者の参加者数の増加」に関しては、具体的な取組みを積み上げるべき。所管を越えて協力を仰がなければ厳しいのではないか。

- 要配慮者も防災訓練への参加意欲を高めるために、「ただ見学する」だけでなく、主体的に参加できるような訓練内容を検討する必要がある。主体的な参加をすることで支援者（地域住民）との交流をさらに進められることを期待する。
- 聴覚障がいや知的障がいの方々のために、訓練会場での情報保障も充実させる必要がある。配布物も分かりやすい日本語を使うなどの配慮が必要。
- 区民安全・安心メールは防災面においても登録推奨の必要がある。
- 障がいのある方にとっては防災訓練に参加しづらい状況がある（そこに入っていいのかどうか判断ができないなど）。
- 「高齢」「障害」「ひとり暮らし」の3つの台帳の一本化に関しては、具体的に期限を切って取り組まれるべき。
- 障がいのあるなしに関わらず、防災意識はそれぞれ個人によって様々であり、障がいがあることが原因で地域との関係づくりに怯む当事者がいることは仕方ない事と考えられる。「自助」のツールとしてヘルプマークの活用を謳い、ヘルプカードを作成してきたが、それが現実的にどこまで役に立つのかは未知数である。
- 名簿登録者、ヘルプカード所持者、理解者などを増やす広報・施策をさらに多面的に行うべき。「しょうがい者の日のつどい」などの大規模行事でもPRや説明をする機会があってもいい。
- ヘルプカードについて、一般の方にもさらに周知をしてほしい。

【区の考え方】

- 文言の統一についてはご指摘のとおりなので、必要な整理を実施する考えです。
- 「現状把握や課題等について精査し、対応について検討してまいります。
- 要配慮者の防災訓練（総合防災訓練含む）参加については、自立支援協議会等を通じ参加の呼びかけを行っております。今後も関係部署と連携して取組を進めてまいります。
- 要配慮者の主体的な訓練参加について、展示ブースにご協力いただく等訓練に主体的に参加できる方法を検討してまいります。
- 訓練会場での情報保障について、総合防災訓練等でメモ用紙と筆記用具を用意し、筆談できる環境を整えられるよう取り組んでまいります。また、配布物については、作成時に「ルビ」をふることや図を使用する等わかりやすい内容となるよう検討してまいります。
- 区民安全・安心メールの登録推奨については、防災講話や防災訓練等機会を捉えて行っておりますが、今後も積極的に推奨してまいります。
- 防災訓練への参加については、自由にご参加いただけますが、ご意見を踏まえ、現状把握や課題について精査し、対応について検討してまいります。
- 平成29年度の名簿からは、一本化して配布する予定でシステム改修等を行っています。
- 災害時等における自助のためのツールとして、ヘルプマーク、ヘルプカードの理解啓発は重要であると認識しております。区ではこれまで、ヘルプカードと共にポスターを作成し、各特別出張所や文化センター、図書館をはじめとする多くの区立施設、また区内の小・中学校および都立高等学校のほか警察署・消防署等にも送付し、掲出を依頼してまいりました。また、公共交通機関にも掲出を依頼してきたところです。
- 平成28年度には、ヘルプマーク入りクリアファイルを新たに作成し、区民へのさらなる普及啓発のために広く配布をしているところです。今後も、防災訓練や施設のお祭り等の各種機会をとらえて区民の皆様への啓発活動に取り組むほか、区役所のデジタルサイネージやツイッターなども活用してまいります。

事業	43	災害時支援ボランティアの確保	所管	防災危機管理課 障害福祉課
事業目標	災害時要援護者名簿を活用した支援を充実させるため、福祉関係者や地域ボランティアによる人材確保を進めるなど体制整備を図ります。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 大田区社会福祉協議会等を通じた支援者の確保 災害時協力協定による支援者の確保 災害時要援護者支援組織の拡充 		<ul style="list-style-type: none"> 大田区社会福祉協議会等を通じた支援者の確保 自治会・町会を通じた災害時要援護者支援組織の拡充 		
課題	ボランティアの確保及びその活用方法等、具体的な内容の整理			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き大田区社会福祉協議会等を通じて支援者の確保を図る。 引き続き自治会・町会を通じた災害時要援護者支援組織の拡充を推進 			

【実施状況に対する意見等】

- 「…災害時要援護者支援組織の拡充を推進」に関しては、自治会・町会の現状を具体的に把握するところからやるべき。よい取組みを共有する働きかけが必要。

【区の考え方】

- 要援護者支援組織の拡充については未結成の自治会・町会に向け説明会などを行っております。役割が不明確なこと等結成に向けた課題があります。今後も、結成に向けた説明会などで役割等わかりやすく説明を行い、働きかけを行ってまいります。

事業	44	災害時相互支援意識の普及啓発	所管	防災危機管理課 障害福祉課
事業目標	災害時に相互支援による助け合いができるよう、講習会や防災講話などの機会を通じて、災害時の相互支援意識の普及啓発に努めます。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 大田区自立支援協議会の防災部会にて意見交換及び要配慮者の視点での、総合防災訓練実施方法について検討 9回実施 地域住民（支援者）と要配慮者による避難行動のための防災まちあるきを実施 9月8日 約30人参加 		<ul style="list-style-type: none"> 大田区自立支援協議会の防災部会にて意見交換及び要配慮者の視点での、総合防災訓練参加方法について検討 4回実施 災害時要援護者支援をテーマとした講習会の実施を計画(実施日時:平成29年1月21日(土)) 		
課題	要配慮者と支援者（地域住民等）の関係をつくる場の不足			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 大田区自立支援協議会防災部会にて引き続き総合防災訓練の実施方法や福祉避難所の運営方法等について意見交換を行う。 要援護者支援を考える講習会の継続的な開催と参加者の増加 総合防災訓練を通じて、要配慮者と支援者（地域住民）が交流できる場を設ける。 			

【実施状況に対する意見等】

- 総合防災訓練は大事だが、地域の自治会・町会の防災訓練に要配慮者が参加していない。要配慮者側にも課題はあるが、強い参加の呼びかけを自治会・町会に働きかけられないのか。知り合うこと、何が必要なかを理解してもらうことは大事。
- 毎年行っているよう配慮者をテーマにした講習会で、UD 実践講座の応用版を行うなど、具体的に何が必要で何に困るかを伝える機会を設けてはどうか。
- 「総合防災訓練を通じて、…（地域住民）が交流できる場を設ける」と考えられたと捉えるが、具体性に乏しく、また実感を伴わない。誰もが参加しやすくなる防災訓練の提案を災害時要配慮者の立場から詰めていくことが重要。防災部会の課題としても提案していく必要がある。
- 災害時支援ボランティアの確保と災害時相互支援意識の普及啓発の一体的な取組みがで

きないか。防災訓練などで、要配慮者への支援を呼びかける際に、ただ「助けてください」だけでなく、そこから一步踏み込んだ「災害時に求められていること」について区民に伝えていきたい。

【区の考え方】

- 地域での防災訓練については、現状把握や課題について精査し、対応について検討してまいります。
- 要配慮者（災害時要援護者）の支援を考える講習会について、ご意見を踏まえ、講習会の内容を検討してまいります。
- 要配慮者の総合防災訓練への参加について、自立支援協議会等関係機関、関係部署と連携し、課題解決の方法を検討してまいります。
- 支援者の確保と相互支援意識の普及啓発の一体的な取り組みについて、ご意見を踏まえ、検討してまいります。

事業	45	福祉避難所の体制整備	所管	防災危機管理課 障害福祉課
事業目標	災害時、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所について体制を整備する。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・区内の福祉避難所との連携強化を図る。 ・各施設の園祭での福祉避難所PR ・福祉避難所備蓄品の配備 ・福祉避難所開設訓練実施（障がい者総合サポートセンター） 		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所設営訓練実施に向けた検討 ・各施設の園祭での福祉避難所PR ・福祉避難所備蓄品の配備の支援 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設時期及び具体的な運営方法等の構築、避難者数に対応した食糧や生活必需品等の備蓄品の配備 ・福祉避難所備蓄物品の保管場所、避難スペースの確保 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設における福祉避難所開設・運営マニュアルの検証及び開設訓練を実施する。 ・大田区自立支援協議会防災部会において、福祉避難所についての検討を進めていく。 			

【実施状況に対する意見等】

- 「福祉避難所設営訓練実施に向けた検討」に関して、防災部会で検討しているが、障がいのある当事者側からの意見では、その「設営」から「運営」に関して、実効性のある話し合いは持ちづらい。他地域の先行事例や研究機関などから学ぶ等、計画性のある取組みを促せる骨組みを研究するべき。
- 一時避難所になる施設を、要配慮者が避難生活しやすいようにするためにもバリアフリーを進める必要がある。福祉避難所への負担を軽くすることも期待できる。
- 重度の身体障がいだとトイレが小さくて入りきれないなどの問題がある。「札幌式トイレ」のように横たわってできるようなものを導入した方がいいのではないかな。

【区の考え方】

- 福祉避難所については、自立支援協議会の防災部会の中でもご検討をいただいているところです。今年度については、障がい者総合サポートセンターにおいて、防災部会での意見を踏まえた内容で福祉避難所開設訓練を行います。今後も、福祉避難所の体制整備に向けて、ご意見をいただきながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
- 福祉避難所の備蓄品については、ご意見を踏まえて引き続き検討してまいります。

施策の方向性② 防犯対策の充実

事業	46	【新規】啓発活動の推進	所管	防災危機管理課
事業目標	振り込め詐欺等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないようにしていきます。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施設等へ出張講話 しょうがい者の日のつどいや福祉施設まつりなど、イベントでの啓発チラシ等配布 区民安全安心メールへの家族を含めた登録推奨 		<ul style="list-style-type: none"> しょうがい者の日のつどいや福祉施設まつりなど、イベントでの啓発チラシ等配布に向けた検討・準備 区民安全・安心メールへのご家族を含めた登録推奨 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 被害件数の多い事例や新たな犯罪手口の実態を把握し、その情報を含め周知内容を精査し啓発を継続していく必要がある。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 警察と連携を強化し情報提供を受けながら、区や施設のイベント等において効果的な啓発活動を推進していく。 			

【実施状況に対する意見等】

- 防犯対策として啓発活動を推進するということであるなら、障がいのある人たちへの情報保障を怠らないよう取り組むべき。知的障がいのある人たちが被害にあっている事例は少ない。

【区の考え方】

- 障がいのある人やそのご家族への啓発活動について、関係機関と連携のうえ、確実な周知につながるよう取り組んでまいります。

施策の方向性③ 消費者トラブルの防止・救済

事業	47	【新規】消費者トラブル防止体制の推進	所管	消費者生活センター
事業目標	地域の関係機関と連携し、情報共有を図り、消費者トラブルの未然・拡大防止に努めます。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
○関係機関との連携推進 ・障がい者に関わる相談で情報共有が必要と判断した案件については、関係機関につないでいる。 ○関係機関及び支援者への啓発推進 ・当センターの相談内容等を分析し、消費者への啓発事業の方向性、進め方を検討した。 ○地域の見守り体制の充実 ・さわやかサポート20か所に巡回し、高齢の消費者への見守り体制に関する意見交換を行い、障がいをもつ高齢者の状況把握につながった。		○関係機関及び支援者への啓発推進 ・障がい者を消費者トラブルから守るために必要な知識を身につけることを目的に、支援者の方等を対象とした研修講座の28年度中の実施に向けた打ち合わせを、さぼーとびあと1回行った。		
課題	○関係機関及び支援者への啓発推進 ・さぼーとびあと連携して実施する啓発事業の継続			
今後の取組み	○関係機関及び支援者への啓発推進 ・さぼーとびあと連携して実施する啓発事業について、来年度以降も継続できる体制づくり			

【実施状況に対する意見等】

- 障がいのある人たちへの情報保障を怠らないよう取り組むべき。知的障がいのある人たちが被害にあっている事例は少なくない。消費者生活センターに対して、障がい理解のための啓発や情報提供などを行っていくべき。

【区の考え方】

- 障がい者総合サポートセンターをはじめ、関係機関と連携をとり理解を深めながら、障がいのある方の消費者被害の未然防止と拡大防止に向けた取組や情報提供等に積極的に取り組んでまいります。

主要課題(2)

福祉のまちづくり

施策の方向性① ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

事業	48	地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動	所管	福祉管理課
事業目標	UDパートナーによる道路、公園、建物などの点検活動を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。			
平成27年度実績		平成28年度取組状況（平成28年8月31日現在）		
・UDパートナー合同点検の実施 4か所 延45人参加		・UDパートナー合同点検の実施		
課題	・ハード分野の合同点検が主である。			
今後の取組み	・ソフト分野の合同点検についての検討			

第 2 章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた目標等の達成状況

1 地域移行に向けた支援の充実

【平成 29 年度末の目標値】

施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	20 人
----------------------	------

- ※ 平成 29 年度末までの累計
- ※ 平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数
- ※ 対象施設：障害者支援施設のうち、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設から移行した施設及び平成 18 年度以降新たに開設した施設

【実績】

地域生活移行者数		平成 17 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年度	平成 28 年度 (平成 28 年 8 月 31 日現在)
都内	区内	20 人	0 人	0 人
	区外	17 人	1 人	2 人
都外		22 人	3 人	3 人
合計		59 人	4 人	5 人

- ※ 平成 26 年 4 月 1 日以降に施設に入所した者のうち、平成 28 年 8 月 31 日までに地域生活に移行した者の数：3 人（区内 1 人、区外 2 人）
- ※ 施設入所者数
平成 26 年度実績（3 月実績）：502 人（区内 64 人、区外 159 人、都外 279 人）
平成 27 年度実績（3 月実績）：511 人（区内 65 人、区外 157 人、都外 289 人）

【現状と課題】

施設入所の需要が依然として多一中、支援者やグループホーム等の社会資源が不足していることもあり、地域での受け入れ態勢は十分ではない。

進行性の疾病や高齢化など、障がい状況の悪化に伴い、在宅生活が困難となって施設に入所する方も多く、現実的に地域移行が難しい場合もある。

また、入所施設を運営している法人等がグループホームを新たに設置し、地域生活への移行を進めているといった事例もある。

【今後の取組み】

施設入所支援の対象者について、地域移行のニーズの把握に努めるとともに、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援等に対応できるヘルパー及び事業者の育成を進める。

利用者が望む生活を実現できるよう、相談支援専門員や地域の関係機関、移行先の自治体等と密に連携・協力し、一層きめ細やかな相談支援と地域の社会資源の活用に努めていく。

引き続きグループホーム整備を促進していくとともに、グループホーム利用者のうち、居宅での生活が可能な方については、地域定着支援等のサービスを活用しながら、居宅へ移行させていくなど、グループホームに空きをつくっていくことも検討していく。

大田区自立支援協議会の地域移行・地域生活支援部会等において、障がいのある人が入所施設や病院から地域に戻り、地域生活を支えていくための仕組みをについて検討を進めていく。

【実施状況に対する意見等】

- 施設から地域へと謳われているが、精神障がい者の地域移行は病院からが主となっている。病院から退院した精神障がい者の7割強が家族のところで暮らしており、家族が世話をしているのが現状。精神障がい者の就労はままならず、所得といっても障害基礎年金で月6万円程度。これでは一人暮らしもできず、高齢の年金暮らしの親が世話をしている。ぜひとも家族支援ということを事業に組み入れてほしい。訪問型の支援体制（アウトリーチ）の構築を強く望む。
- 地域移行者となるのはどの時点なのかが記載されているといい。
- 精神科病院からの地域移行者数が対象者に含まれていない。3障がい一元化にそぐわない形になっているのではないか。
- 地域移行支援・地域定着支援の給付については精神障がい者が主であり、その部分との誤解が生まれやすくなっている。

【区の考え方】

- 保健師は、日常的に訪問支援を行っております。また、必要に応じて、東京都立中部総合精神保健福祉センターの医師等のチームとの同行訪問支援や生活保護ケースワーカー、ケアマネージャー、訪問看護師、ヘルパー等と同行訪問支援を行っております。今後さらに、関係機関と連携を図り、適時・適切な支援ができるよう努めてまいります。
- 区においては、施設入所者のうち、地域生活に移行する者の目標値を設定した上で、取組みを進めております。
- 第4期障害福祉計画に係る国の基本指針においては、精神科病院からの地域移行については、都道府県が目標値を設定し、体制整備を図ることとされています。そのため、区の計画においては、精神科病院からの地域移行者数の目標値を設定していませんが、地域生活移行コーディネーターの配置等により地域生活への移行が円滑に行われるよう体制整備を進めております。

2 一般就労に向けた支援の充実

【平成 29 年度末の目標値】

福祉施設から一般就労への移行者数	94 人
------------------	------

※ 単年度の実績値

※ 一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く。）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

※ ここでいう「福祉施設」とは、日中活動系サービス事業所（就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）等）、障害者支援施設、小規模作業所等、法定・法定外を問わず全て含む。

【実績】

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (平成 28 年 8 月 31 日現在)
57 人	109 人	40 人

※ 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

平成 27 年度実績：77.8%（7/9 施設）

※ 就労移行率＝平成 27 年度就労移行者数／平成 28 年 4 月 1 日現在の利用者数

【現状と課題】

就労系事業所のみならず、地域活動支援センターや自立訓練事業所、病院デイケア等への必要な支援を行うことで連携しながら就労を促進している。

例えば、各事業所のニーズをもとにした企業開拓や障がい特性に対応した職業適性評価のフィードバック、就労希望者への就活講座などを行っている。

平成 30 年度から法定雇用率が改定され、法定雇用率算定に精神障がい者が加わることにより、更に多くの雇用需要が生じる。そのため、今から就労希望者の重度化、高齢化、多様化への対応が求められている。

【今後の取組み】

就労希望者に必要に応じた支援を行い、障害福祉サービスや就労支援ネットワークを活用して就労を促進していく。

また、多様な職場で職場体験実習ができるように職場開拓を行っていく。

3 地域生活支援拠点等の整備

【平成 29 年度末の整備目標】

障がい者総合サポートセンターを中心に、下丸子通所施設「Be ステーション 凜」、つばさホーム前の浦等の施設で機能を分担した「面的な体制」の整備を図る。

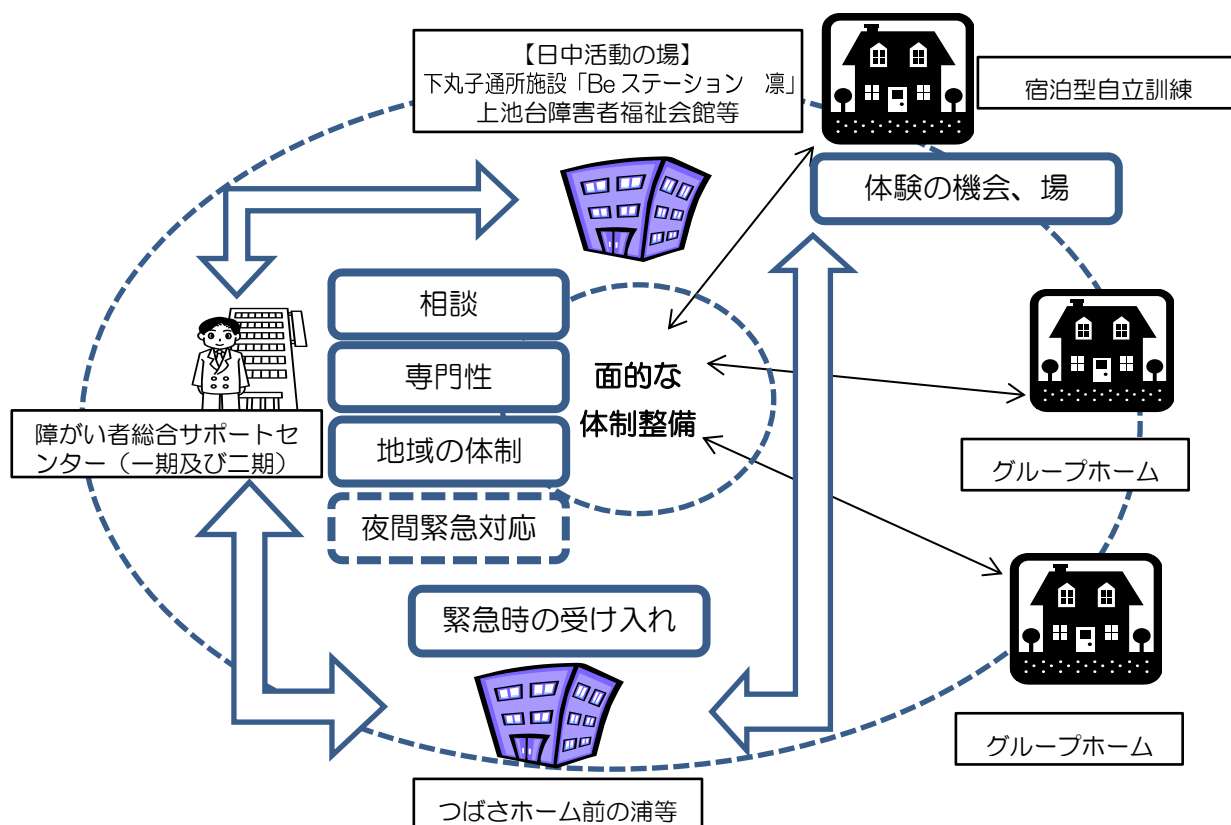
【現状と課題】

厚生労働省の「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施するなど、面的体制の整備に向けて取組みを進めている。個々の機関の有機的な連携の確保や居住の場の確保等に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

【今後の取組み】

- ① 相談：基幹相談支援センターにおいて専門相談等の実施、基幹相談支援センターを中心に区内相談支援体制の整備を図る。
- ② 専門性：大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針に基づく人材育成事業の実施
- ③ 体験の機会・場：日中活動の場の整備（上池台障害者福祉会館の生活介護増設、下丸子通所施設「Be ステーション 凜」の開所等）、宿泊型自立訓練施設等との連携、グループホーム整備の支援
- ④ 緊急時の受け入れ：短期入所施設との連携、緊急一時保護事業の実施
- ⑤ 地域の体制づくり：大田区自立支援協議会、相談支援事業所連絡会等の実施
- ⑥ 多機能型地域生活支援拠点の整備：障がい者総合サポートセンター二期工事の実施（重度の障がいに対応した短期入所・緊急一時保護、学齢期の発達障がい児への総合的な支援等）

【地域生活支援拠点等の整備のイメージ図】



第3章 障害福祉サービス等の実施状況

1 障害福祉サービス等の総括表（実績と見込量一覧）

区分	サービスの種類	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込	
1 訪問系 サービス	(1)居宅介護	時間/月	11,533	11,926	11,981	12,284	12,022	12,652	
		人/月	544	554	560	574	570	594	
	(2)重度訪問介護	時間/月	14,940	15,527	14,024	16,304	15,248	17,119	
		人/月	40	40	38	42	42	44	
	(3)同行援護	時間/月	4,967	5,250	4,956	5,513	5,100	5,788	
		人/月	154	158	157	168	156	178	
	(4)行動援護	時間/月	130	135	124	168	135	201	
		人/月	4	4	4	5	4	6	
	(5)重度障害者等包括支援	単位/月	0	85,085	0	85,085	0	85,085	
		人/月	0	1	0	1	0	1	
2 日中活動系 サービス	(1)生活介護	人/月	942	966	944	981	985	996	
	(2)自立訓練	機能訓練	人/月	53	70	53	70	54	90
		生活訓練	人/月	33	44	35	44	44	44
		宿泊型自立訓練	人/月	16	18	17	18	18	23
	(3)就労移行支援	人/月	100	110	133	138	153	172	
	(4)就労継続支援	A型	人/月	25	23	31	23	71	23
		B型	人/月	882	954	954	988	985	1,058
	(5)療養介護	人/月	55	56	56	56	60	56	
	(6)短期入所	日/月	1,209	1,250	1,340	1,400	1,251	1,550	
		人/月	192	134	200	149	161	161	
3 居住系 サービス	(1)共同生活援助(グループホーム)	人/月	305	281	367	311	343	341	
	(2)施設入所支援	人/月	502	506	511	506	510	506	
4 相談支援	(1)計画相談支援	人/月	197	375	335	400	432	400	
	(2)地域相談支援	地域移行支援	人/月	7	4	4	8	6	16
		地域定着支援	人/月	4	3	8	6	12	10
5 児童福祉 サービス	(1)児童発達支援	児童発達支援	日/月	2,029	2,114	2,379	2,431	3,303	2,795
		児童発達支援	人/月	276	302	338	416	427	540
		医療型児童発達支援	日/月	233	270	251	270	225	270
			人/月	24	30	28	30	25	30
	(2)放課後等デイサービス	日/月	2,339	4,540	4,246	5,040	6,542	5,540	
		人/月	317	648	536	748	834	848	
	(3)障害児相談支援	人/月	22	46	56	59	58	76	

※「28実績見込」は、平成28年4月から8月までの実績を基に算出しています。

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの家事援助、通院等介助を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
居宅介護	時間／月	11,533	11,926	11,981	12,284	12,022	12,652
	人／月	544	554	560	574	570	594

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	103 箇所	108 箇所	110 箇所

【現状と課題】

利用実績は増加傾向にあり、見込みどおりに推移している。区内事業所数も増加している。

【今後の取組み】

事業所に対する人材の確保・育成・定着の支援等、引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(2) 重度訪問介護

肢体に重度の障がいがあり、常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
重度訪問介護	時間／月	14,940	15,527	14,024	16,304	15,248	17,119
	人／月	40	40	38	42	42	44

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	90 箇所	96 箇所	98 箇所

【現状と課題】

利用実績について、平成27年度は利用時間、利用者ともに減少したが、平成28年度は増加しており、区内事業所数も増加している。

【今後の取組み】

事業所に対する人材の確保・育成・定着の支援等、引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
同行援護	時間／月	4,967	5,250	4,956	5,513	5,100	5,788
	人／月	154	158	157	168	156	178

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	36 か所	36 か所	42 か所

【現状と課題】

利用実績は横ばいで推移しているが、区内事業所数は増加している。

【今後の取組み】

事業所に対する人材の確保・育成・定着の支援等、引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(4) 行動援護

知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
行動援護	時間／月	130	135	124	168	135	201
	人／月	4	4	4	5	4	6

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	7 か所	7 か所	7 か所

【現状と課題】

利用実績はほぼ横ばいであり、区内事業所数に変化はない。

【今後の取組み】

事業所に対する人材の確保・育成・定着の支援等、引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
重度障害者等包括支援	単位／月	0	85,085	0	85,085	0	85,085
	人／月	0	1	0	1	0	1

※ 支給量を単位数で決定しています。

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	0 か所(都内 7 か所)	0 か所(都内 7 か所)	0 か所(都内 7 か所)

【現状と課題】

対象となる障がい者が最重度であるため、居宅外でのサービスを組み合わせての利用にまで至らず、何年にも渡り利用実績がない状況である。

【今後の取組み】

今後も利用者の急激な増加は見込まれないが、引き続きサービス対象者の把握に努めるとともに、希望があった場合に対応できる体制整備を進めていく。

【実施状況に対する意見等】

- 見込みの数値がおかしいと感じる。算出根拠は何か。
- 重度障害者等包括支援について、28年度の実績見込が0とはどういうことか。単位の意味は何か。大田区内事業所0か所とあるが、必要ではないのか。
- 重度障害者等包括支援について、要件が高く、事業者が参入しづらいサービスである。市区町村レベルでは難しいので、国レベルでサービスのあり方について検討する必要がある。
- 今後の取組みについて、全項目がほぼ同じ記載になっている。個別の課題にあわせた具体的内容の記載がほしい。

【区の考え方】

- サービス見込量は、これまでの給付実績やサービスの利用意向等を踏まえて設定しております。
- 重度障害者等包括支援については、他のサービスと違い支給量を単位数で決定しています。実績見込については、今年度の利用実績がないため0となっております。区内に事業所がなく、利用実績がない状況が続いているため、国の動向等を注視しながら、対象者の把握に努めてまいります。

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供する。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
生活介護	人/月	942	966	944	981	985	996

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	12か所	12か所	12か所

【現状と課題】

利用実績はやや増加傾向であり、見込みどおりに推移している。区内事業所数に変化はない。

【今後の取組み】

引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組むとともに、需要の把握に努め、区内特別支援学校の卒業生のうち希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していく。

また、平成29年度から、上池台障害者福祉会館における生活介護の対象を拡大し、身体障がいのある人に加え、知的障がいのある人にもサービスを提供していく。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)

①自立訓練(機能訓練)

身体障がい者・難病患者を対象として、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
自立訓練(機能訓練)	人/月	53	70	53	70	54	90

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	3か所	3か所	3か所

【現状と課題】

利用実績は横ばいであり、見込量を下回っている状況である。区内事業所数に変化はない。

【今後の取組み】

引き続き多様な障がい特性に合わせたきめ細やかな対応ができる支援体制を整備していく。

②自立訓練（生活訓練）

知的障がい者・精神障がい者を対象として、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
自立訓練(生活訓練)	人/月	33	44	35	44	44	44

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	3か所	2か所	2か所

【現状と課題】

利用者実績は横ばいであり、見込みどおりに推移している。区内事業所数に変化はない。

【今後の取組み】

引き続き多様な障がい特性に合わせたきめ細やかな対応ができる支援体制を整備していく。

③宿泊型自立訓練

知的障がい者・精神障がい者を対象として、自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や日常生活上の相談支援を提供する。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
宿泊型自立訓練	人/月	16	18	17	18	18	23

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	1か所	1か所	1か所

【現状と課題】

利用実績は横ばいであり、見込みどおりに推移している。区内事業所数に変化はない。

【今後の取組み】

引き続き利用動向や需要の把握に努め、安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(3) 就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間にわたり、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
就労移行支援	人／月	100	110	133	138	153	172

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	9か所	9か所	10か所

【現状と課題】

利用実績は見込量を上回って増加をしている。区内事業所数も増加している。

【今後の取組み】

引き続き利用動向や需要の把握に努め、安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

また、平成29年度の下丸子通所施設「Beステーション 凛」開所に向けて取組みを進めていく。

(4) 就労継続支援(A型・B型)

①就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
就労継続支援(A型)	人／月	25	23	31	23	71	23

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	1か所	3か所	4か所

【現状と課題】

利用実績が見込量を大幅に上回って増加している。区内事業所数も増加している。

【今後の取組み】

引き続き利用動向や需要の把握に努め、安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

②就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
就労継続支援(B型)	人／月	882	954	954	988	985	1,058

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	27か所	27か所	28か所

【現状と課題】

利用実績、区内事業所数ともに増加しており、見込みどおりに推移している。

【今後の取組み】

引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組むとともに、需要の把握に努め、区内特別支援学校の卒業生のうち希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していく。また、下丸子通所施設「Beステーション 凜」の開設に向けた取組みを進めていく。

(5) 療養介護

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
療養介護	人／月	55	56	56	56	60	56

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	0か所(都内14か所)	0か所(都内14か所)	0か所(都内14か所)

【現状と課題】

利用実績は横ばいであり、概ね見込みどおりである。大田区内に事業所はない。

【今後の取組み】

今後も利用者の大幅な増加は見込まれないが、引き続き利用動向や需要の把握に努め、安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(6) 短期入所

自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できる。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
短期入所(福祉型)	日/月	1,117	1,154	1,281	1,292	1,156	1,431
	人/月	173	123	183	137	148	148
短期入所(医療型)	日/月	92	96	59	108	95	119
	人/月	19	11	17	12	13	13
合 計	日/月	1,209	1,250	1,340	1,400	1,251	1,550
	人/月	192	134	200	149	161	161

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	4 か所	4 か所	4 か所

【現状と課題】

利用実績について、平成 27 年度は大幅に増加したが、平成 28 年度は減少しており、見込量を下回っている状況である。区内事業所数に変化はない。

【今後の取組み】

今後もニーズが高まると見込まれるため、事業者への働きかけなど、引き続きサービス提供体制の確保に努めていく。

また、地域生活支援拠点等の整備の中で充実を図っていく。

【実施状況に対する意見等】

- 通所調整の基準が実態に見合っていない部分があるのではないか。
- 実習をして2か所の事業所から○をもらうのは厳しい。
- B型から生活介護に移行する必要がある利用者が増えているのではないか。
- 本人と事業所が大丈夫なのに入れない状況は改善して欲しい。
- B型については、空きがかなり出ている状況がある。今後どうしていくか検討が必要。
- 自力通所はかなりハードルが高い。
- 加齢による重度化への対応を検討する必要がある。
- B型事業所の通所決定に関し「在宅者を出さない」という行政からの見方が強調され、新しい制度の「アセスメント」の必要も生じ、高等部にある障がい者とその家族へのストレスは増してきている。「合理的配慮」の視点から、まずは障害福祉サービスを行う事業所こそ（とりわけ区立）が在宅を出さないという姿勢を示すべき。区には利用希望者中心の調整の方法の検討を強く求める。
- いわゆる「福祉的就労」と言われる通所先の利用が知的障がい者の生活を支える重要な部分と認識している。一方で年齢を重ねることで、そのサービスとご本人の状況がマッチしない現実も少なからず見受けられ、そこにどう対応するのかが今後の大きな課題である。区をエリアで捉えなおすなど、地域性も加味した機能の充実した施設のありように関して検討を進めてほしい。
- 就労継続支援B型の利用見込みについて、知的障がい者については特別支援学校の在校生の人数等で把握することが可能であると考えられるが、精神障がい者については、どのような方法で見込み量を算定しているのか。精神障がい者の場合は、保健師への相談実績から利用希望があるにも関わらず、事業所不足や事業所の定員の問題で利用が困難な状況にないか把握する必要がある。

【区の考え方】

- 区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については在宅者を出さない方針で利用調整を実施しています。利用調整の対象施設については、この方針に基づき、ご本人の希望を考慮しつつ、全体の調整の中で施設の決定をしています。ご意見は受け止めながら、今後も適切な利用調整のあり方を検討してまいります。
- 就労継続支援B型を希望される方については、障害者総合支援法に基づき、平成27年度から就労移行のアセスメントが必要となっており、今後も法の趣旨に基づき適切な対応を実施してまいります。なお、平成28年度からは、アセスメントの際の本人選択の幅を広げるなど、区独自の取組みも実施しているところです。引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 生活介護施設の必要性については、区としても認識しており、今後も適切な対応を検討してまいります。
- 就労継続支援B型は、障がいのある人の日中活動を支えるサービスとして、また、一般企業等での就労の促進に向けたサービスであると認識しております。今後も、障害者総合支援法に基づき、適切なサービスの提供体制を整備してまいります。さらに、区立、民立問わず、各施設がサービスの向上に努めることができるよう、様々な視点から検討してまいります。
- 区としては、精神障がいのある方も含め、引き続き需要の把握に努めるとともに、おおた障がい施策推進プランの推進を通じて、適切なサービスの提供体制を整備してまいります。

4 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、相談や日常生活の援助を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
共同生活援助	人/月	305	281	367	311	343	341

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	51か所	52か所	57か所

【現状と課題】

利用実績、区内事業所数ともに増加している。今後も入所施設から地域生活への移行、親なき後や介護者の高齢化等の場合に、居住の場を確保する必要性がある。

【今後の取組み】

事業者に対する整備支援を継続するとともに、支援者に対する研修や支援者間のネットワークづくりに取り組んでいく。

(2) 施設入所支援

主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
施設入所支援	人/月	502	506	511	506	510	506

年度	平成26年度 (平成27年3月1日現在)	平成27年度 (平成27年9月1日現在)	平成28年度 (平成28年9月1日現在)
大田区内事業所数	2か所	2か所	2か所

【現状と課題】

利用実績は横ばいであり、概ね見込みどおりに推移している。区内事業所数に変化はない。

【今後の取組み】

グループホーム等で対応が難しい障がいのある人にとって入所施設は必要であり、引き続きサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

また、国や都の動向を把握しながら、必要に応じてさらなる施設整備を検討していく。

【実施状況に対する意見等】

- グループホームについて、グループホーム同士の横の連携ができておらず、情報共有の場も会議として設定されていない。
- 設立経緯の違い等で、グループホーム個々の課題が違ってきている。ネットワーク化が必要ではないか。また、ネットワークについては自立支援協議会でも検討していくべき。

【区の考え方】

- グループホームのネットワーク化については、課題として引き続き検討してまいります。

5 相談支援

(1) 計画相談支援

サービスの利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
計画相談支援	人／月	197	375	335	400	432	400

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	23 か所	26 か所	29 か所

【現状と課題】

平成 27 年 4 月以降の支給決定分よりサービス等利用計画の提出が必要となったため、利用実績が増加した。

区内事業所数、相談支援専門員数ともに増加しているものの、需要に対して十分な数には至っていない。

社会福祉法人が指定管理している区内通所施設はほぼ計画相談支援の導入が進んでいる。一方で、NPOや企業が管理、運営する通所施設やグループホームについては計画相談支援の導入を進めていく必要がある。

大田区が実施主体で、他市区町村に在住支援を受けている対象者については、計画相談支援導入の方法について検討する必要がある。

【今後の取組み】

障がい者総合サポートセンターにおいて、相談支援従事者現任研修の実施、区内相談支援事業所への研修の実施などにより、計画相談支援の質・量を高め、相談支援体制の強化を進めていく。

また、サービス等利用計画の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していく。

(2) 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

①地域移行支援

施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
地域移行支援	人／月	7	4	4	8	6	16

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	6 か所	6 か所	6 か所

【現状と課題】

区内事業所数に変化はなく、利用実績も少ない状況である。

【今後の取組み】

大田区自立支援協議会等と連携し、地域移行・地域定着支援の体制整備に向けて検討を行っていく。

②地域定着支援

居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
地域定着支援	人／月	4	3	8	6	12	10

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	5 か所	5 か所	5 か所

【現状と課題】

利用実績は少ないが、見込み量を上回って増加をしている。区内事業所数に変化はない。

【今後の取組み】

大田区自立支援協議会等と連携し、地域移行・地域定着支援の体制整備に向けて検討を行っていく。

【実施状況に対する意見等】

- 現状でも基本相談と計画相談の対応に追われる日々であり、事業所不足により申請や相談に対応できない状況がある。見込みに対して更なる事業所数の不足が予測される。人材育成などでは、その問題の解消には至らないと思われる。それらの実態の記載や、解決のための具体策を示してほしい。
- 地域移行支援と地域定着支援について 移行を進めたくとも、現状受け入れる場がほとんどない。具体的にどのように整備を図るのか、取り組む内容が見えない。
- 研修をしても量は増えていかない。どうやって事業所を増やしていくのか。
- モニタリングは原則家に行って行うようにされているが、数が多い月とそうではない月の差が極端で非常に厳しい。また、知的障がいに関しては、施設に併設されていて、支援員と兼務している場合も多く難しい。
- 計画相談導入時の弊害がでてきている状況がある。今後の相談支援事業所のあり方について考えていく必要がある。

【区の考え方】

- 区においては、基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターにおいて、人材育成基本方針を策定し、相談支援専門員の初任者研修や現任者研修を実施しております。今後も引き続き人材育成の取組みを進めるとともに、相談支援事業所と連携しながら必要なサービスが行き届くよう取り組んでまいります。

6 児童福祉サービス

(1) 児童発達支援・医療型児童発達支援

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
児童発達支援	日／月	2,029	2,114	2,379	2,431	3,303	2,795
	人／月	276	302	338	416	427	540

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	8 か所	8 か所	12 か所

【現状と課題】

子どもの状況に応じた適切な発達支援が受けられるよう、区としてのサービスの質の向上と量の確保が必要である。

【今後の取組み】

サービス利用の適正な需要を踏まえ、発達支援のサービスの質の向上及び量の確保のために、大田区児童発達支援地域ネットワーク会議や事業所訪問調査等を通して、事業所へのサービス提供の支援をしていく。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込
医療型児童発達支援	日／月	233	270	251	270	225	270
	人／月	24	30	28	30	25	30

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

【現状と課題】

子どもの状況に応じた適切な発達支援が受けられるよう、引き続きサービスの質の向上と量の確保が必要である。

【今後の取組み】

サービス利用の適正な需要を踏まえ、発達支援のサービスの質の向上及び量の確保のために、大田区児童発達支援地域ネットワーク会議等を通して、事業所との連携強化を図っていく。

(2) 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
放課後等デイサービス	日／月	2,339	4,540	4,246	5,040	6,542	5,540
	人／月	317	648	536	748	834	848

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	15 か所	19 か所	26 か所

【現状と課題】

子どもの状況に応じた適切な発達支援が受けられるよう、区としてのサービスの質の向上と量の確保が必要である。

【今後の取組み】

サービス利用の適正な需要を踏まえ、発達支援のサービスの質の向上及び量の確保のために、大田区児童発達支援地域ネットワーク会議や事業所訪問調査等を通して、事業所へのサービス提供の支援をしていく。

(3) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
障害児相談支援	人／月	22	46	56	59	58	76

年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	平成 28 年度 (平成 28 年 9 月 1 日現在)
大田区内事業所数	5 か所	6 か所	7 か所

【現状と課題】

子どもにとっての、より適切な発達支援のサービス利用につなげていくための相談支援体制を充実、促進させていく必要がある。

【今後の取組み】

障害児相談支援事業所間及び障害児通所支援事業所等との連携の促進を図り、子どもにとってより望ましい発達支援が受けられるよう、障害児支援利用計画の作成等を促進させていく。

また、障害児相談支援事業所の開設が促進されるよう、開設相談や情報提供を行う。

第4章 地域生活支援事業の実施状況

1 地域生活支援事業の総括表（実績と見込量一覧）

区分	サービスの種類	単位	26実績	27見込	27実績	28見込	28実績見込	29見込	
1 必須事業	(1)理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	(2)自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	14	15	15	15	15	15
			件／月	4,483	6,662	5,757	6,945	5,481	7,243
		基幹相談支援センター	—	—	有	有	有	有	有
		基幹相談支援センター機能強化事業	—	—	実施	実施	実施	実施	実施
	(4)成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	(5)成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件／月	231	186	200	206	211	226
			人／月	231	186	200	206	211	226
		要約筆記者派遣事業	件／月	6	8	7	8	22	8
			人／月	8	10	15	10	58	10
	(7)日常生活用具給付等事業	件／年	11,490	13,655	12,543	14,175	15,472	14,695	
	(8)手話奉仕員養成研修事業	人／年	43	40	45	40	61	40	
	(9)移動支援事業	時間／年	9,383	12,386	9,954	13,336	10,408	14,286	
		人／月	545	639	580	689	617	739	
(10)地域活動支援センター機能強化事業	箇所数	13	11	11	11	11	11		
	人／月	379	291	261	291	279	291		
2 その他事業	(1)訪問入浴サービス事業	回／年	2,125	2,127	1,975	2,190	2,036	2,234	
		人／年	69	64	68	68	71	72	
	(2) 更生訓練費等給付事業	更生訓練費給付事業	人／年	1	1	0	1	0	1
		施設入所者就職支度金給付事業	人／年	1	1	0	1	0	1
	(3) 社会参加促進事業	自動車改造費助成事業	件／年	6	9	10	9	10	9
		自動車運転免許取得費助成事業	件／年	5	8	6	8	11	8
	(4)日中一時支援事業	回／年	897	880	986	895	917	910	
		人／年	58	67	58	68	58	69	
	(5)生活サポート事業	時間／年	445	570	326	570	293	570	
		人／年	854	879	828	879	602	879	

※「28 実績見込」は、平成 28 年 4 月から 8 月までの実績を基に算出しています。

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業(教室開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等)を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

現在、しょうがい者の日のつどいは大田区総合体育館で開催しているが、ハード面で危険であるとの声が区民から寄せられる。また、しょうがい者の日のつどいでは、障がいのある人と比べて障がいのない人の来場が少ないといったことが課題である。

聴覚障害者理解啓発講座を実施(1日目:ろう者について知ろう。2日目:中途失聴・難聴者について知ろう。3日目:手話を学ぼう。)。昼・夜・日曜の3コースを企画、昼コースについては、区職員の参加も促した。昼コースのみ終了し、参加者数は定員には満たなかったが、アンケートによると参加者にとっては満足してもらえた感想を多くいただいた。

【今後の取組み】

開催場所やプログラム内容、つどいの今後のあり方を検討し、しょうがい者の日のつどい開催の目的である「障がいのある人も、ない人も共に集い交流することにより、障がい者福祉について理解と認識を深める」を達せられるよう取組みを行っていく。

- 28年度は一般の方にも人気のあるお笑い芸人の「テツ and トモ」のステージを行う。
- 開催PRの強化

28年度の新たな取組みは次のとおり。今後も障がいの有無にかかわらず、来場者を増やすための方法を引き続き検討していく。

- ① 大田区内の東急線の駅へのポスター掲示
- ② 広聴広報課主管の大田区統合ポスター「おおたふれあい情報」10月版に開催記事を掲載し、小中学校、保育園・児童館、いこいの家、文化センター等の区立掲示板等約200か所に掲示

今後もより多く参加していただけるよう広報を強化し、聴覚障がい者に対する障がいの理解啓発を推進していく。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う事業(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等)に対する支援を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

障がい者総合サポートセンターを中心としたピアカウンセリング事業の普及・啓発

【今後の取組み】

昨年度に引き続きピアカウンセリング事業の普及・啓発のため障がい別相談会を実施。
年度末に登録ピアカウンセラーの連絡会「(仮称)振り返りの会」を実施予定。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者等からの様々な相談や申出を受け、必要に応じて自宅を訪問して一人ひとりに合った適切なサービスの組合せと提供を行い、地域での暮らしを支えている。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
障害者相談支援事業	箇所数	14	15	15	15	15	15
	件/月	4,483	6,662	5,757	6,945	5,481	7,243
基幹相談支援センター	—	—	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	—	—	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

本人や家族の高齢化、核家族化などの社会状況の変化に伴って、相談内容が年々複雑化してきており、単に障がい福祉の分野にとどまらず、高齢福祉や子育て支援、生活保護にまたがるような、一部局のみでは解決に向けた適切な支援が困難な事例が増えている。

また、個々の相談に関する相談援助技術の向上や関係機関との連携も課題となっている。

基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターにおいては、全障がいに対応した相談支援事業を実施。発達障がい者への相談支援として、臨床心理士等による専門相談を実施している。

人材育成事業については、大田区障がい福祉従事者人材育成事業基本方針を策定し個別研修を実施。平成 27 年度には、東京都より指定を受けて「大田区相談支援従事者初任者研修」を実施した。

基幹型相談支援センターは、障害福祉課・各地域福祉課や地域の相談支援事業所とのネットワークの核として機能していく必要がある。

また、地域健康課においては、精神的な問題を抱える区民やその家族などの相談に応じ、さらなる、早期治療の促進や問題解決を図っていく必要がある。

【今後の取組み】

基幹相談支援センターと地域の相談支援事業所との役割を明確にし、相談支援事業所、基幹型相談支援センター等の関係機関と連携を強化していく。必要に応じ、障がい分野だけでなく他分野との連携も視野に入れていく。

多様化・複雑化する相談に対応できるよう、研修や実際の業務を通じて、相談に関する知識・技術の向上に努めていく。

また、基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを中心とした相談支援体制の強化の取組みを推進していく。継続して人材育成事業を推進していく（平成 28 年 9 月には東京都より指定を受けて「大田区相談支援従事者現任研修」を実施予定）。

地域健康課においては、精神科医師による個別相談（予約制）を継続し、必要により早期に受診に繋がるきっかけづくりや、心の健康のために生活を見直すきっかけづくりを行っていく。また、保健師による個別支援も継続実施していく。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい・精神障がいのある人に対して、権利擁護を図るために、成年後見制度の活用を支援する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

窓口・区報等で成年後見制度の周知を行うとともに、区長申立てや後見報酬助成を実施している。また、大田区社会福祉協議会と連携して事業を実施している。

【今後の取組み】

引き続き成年後見制度について窓口・区報等でのより一層の周知を図るとともに、区長申立てや後見報酬助成により制度利用を促進する。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できるよう後見人の確保に努める。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

大田区社会福祉協議会で法人後見を実施している。

【今後の取組み】

引き続き大田区社会福祉協議会で事業を実施する。

(6) 意思疎通支援事業

①手話通訳者等派遣事業

手話通訳者がいない官公庁・医療機関等で聴覚障がい者が手話通訳を必要とするときに、手話通訳者・奉仕員を派遣する。

※ 派遣は原則として月4回以内。東京手話通訳等派遣センターからの派遣に回数制限はなし。

②要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者が要約筆記を必要とするときに、要約筆記者を派遣する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
手話通訳者等派遣事業	件／月	231	186	200	206	211	226
	人／月	231	186	200	206	211	226
要約筆記者派遣事業	件／月	6	8	7	8	22	8
	人／月	8	10	15	10	58	10

※「手話通訳者等派遣事業」には、「東京手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

【現状と課題】

年々利用件数は伸びている。現状では手話通訳者が手配できないという理由で派遣が実施できなかった例はないが、今後の利用件数の伸びに応じて手話通訳者の養成も急務である。

【今後の取組み】

業務委託先の東京手話通訳等派遣センターと常に連携を取り、適切な派遣調整を実施していく。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者（児）の日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具を給付するサービス。給付については、所得による制限がある。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
介護・訓練支援用具	件／年	37	76	41	81	56	86
自立生活支援用具	件／年	109	115	122	120	98	125
在宅療養等支援用具	件／年	115	212	98	217	89	222
情報・意思疎通支援用具	件／年	96	153	122	158	155	163
排泄管理支援用具	件／年	11,114	13,098	12,141	13,598	15,059	14,098
居宅生活動作補助用具	件／年	0	1	0	1	1	1
その他	件／年	19	0	19	0	14	0
合計	件／年	11,490	13,655	12,543	14,175	15,472	14,695

【現状と課題】

IT化等の技術革新や障がい当事者からのニーズ把握・働きかけなどによって、従前の日常生活用具の範疇には属さない利便性の高い用具が次々と出てきているが、当該物品について支給の希望があっても、現行では規則・要綱上規定されていないことから支給はできず、ニーズに対して迅速に答えていくことが困難である。

利用者ニーズや新しい用具の開発等に的確に対応するため、状況に応じて種目、基準額等を見直すことが必要である。

【今後の取組み】

事業内容や新たなニーズ、現状についての共通認識を図るため、関連各課（地域福祉課及び障害福祉課）間での定期的な検討会を開催し、必要に応じて迅速に係法令の見直しを進めるなど、適正な事業執行が図れるよう取り組んでいく。

状況に応じて新しい用具に対応した種目の追加、給付実績のない種目の削除、適正な基準額への見直し等を行う。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員や手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者を養成する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
手話奉仕員養成研修事業	人／年	43	40	45	40	61	40
(参考)登録手話通訳者数	人／年	1	2	2	2	2	2

※「手話奉仕員養成研修事業」の見込量は、手話講習会（上級）修了者数の見込みです。

【現状と課題】

手話奉仕員養成研修事業（手話講習会）の受講希望は例年関心度が高く、初級クラス申込時は常に定員（昼夜各 50 名ずつ）に達するものの、上級クラスを修了し、さらに通訳養成課程に進み、最終的に手話通訳者選考試験に合格する者は例年 1～2 名程度にとどまっている。

【今後の取り組み】

障害者差別解消法施行を受けて、手話ができる区民、そして手話通訳者のより多くの養成を図るため、業務委託先の社会福祉協議会や講習会の講師と連携を図り、講習会の運営方法・カリキュラムの見直しを検討していく。

(9) 移動支援事業

社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援するサービス。ただし、介護保険の外出介護サービス又は障害者総合支援法による他の外出介護サービスが利用できる人は、その制度が優先される。

なお、支援を受けられる時間数（支給量）は、障がいの種類及び程度、介護者の状況等の聴き取り調査の上で決まる。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
移動支援事業	時間／月	9,383	12,386	9,954	13,336	10,408	14,286
	人／月	545	639	580	689	617	739

【現状と課題】

利用時間数、利用者数ともに増加傾向にあり、サービスを提供する事業者も増加しているが、支援者（ヘルパー）が不足しているという声も聞かれる。また、区民・事業者の制度理解の促進等が課題となっている。

通所・通学等同じ時間帯に利用希望が集中する傾向がある。グループ支援や車両型の移動支援の可能性を考えていく必要がある。

【今後の取組み】

昨年度に作成した区民・事業者向けのガイドライン等を活用し、制度理解の促進を図っていく。また、多様な形の移動支援事業の検討も行っていく。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等、多様な活動の場となるもの（基礎的事業）。

基礎的事業に加え、事業の機能を強化するため、次のⅠ～Ⅲ型が設定されている。

Ⅰ型：医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための事業や相談支援事業を併せて実施するもの。

Ⅱ型：機能訓練や社会適応訓練のサービスを実施するもの。

Ⅲ型：機能訓練や社会適応訓練のサービスを実施するもの。自立支援給付に基づく事業所に併設することもできる。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
地域活動センター機能強化事業	箇所数	13	11	11	11	11	11
	人／月	379	291	261	291	279	291

【現状と課題】

平成 27 年度に 2 施設が就労継続支援 B 型及び放課後デイサービスに移行したため、施設数が 11 施設となった。利用実績は概ね見込みどおりに推移している。

【今後の取組み】

サービスを実施している事業者に対して、補助金交付による支援を継続実施し、施設サービスの充実、施設運営の安定化を図っていく。

3 その他事業

(1) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な在宅の重度障がい者（児）等の自宅へ巡回入浴車を派遣し、対象者宅に特殊浴槽を持ち込んで室内で入浴のサービスを行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
訪問入浴サービス事業	回／年	2,125	2,127	1,975	2,190	2,036	2,234
	人／年	69	64	68	68	71	72

【現状と課題】

利用者登録はあるが、訪問入浴の利用実績が無い方への対応に課題がある。

また、訪問入浴業者が入札で決定するため、金額的に一番安ければ利用者からの苦情が多い業者であっても、その業者が次年度も受け持つこととなり、利用者評価（満足度）が業者選定に反映されにくいという状況もある。

【今後の取り組み】

必要性や今後の見込みを勘案し、介護給付費の入浴介助など他制度への案内・誘導や登録資格の変更・廃止などの働きかけを行う。

利用者がより満足を得られるような仕組みづくり、苦情や問題が発生した際の業者への適切な指示・指導方法や利用者が複数の業者から選択できるなど、サービス提供のあり方について検討していく。

(2) 更生訓練費等給付事業

①更生訓練費給付事業

訓練用具の購入費等、訓練に必要な費用を支給する。

②施設入所者就職支度金給付事業

訓練を終了し、就職等により自立する人に就職支度金を支給する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
更生訓練費給付事業	人／年	1	1	0	1	0	1
施設入所者就職支度金給付事業	人／年	1	1	0	1	0	1

【現状と課題】

昨年度及び今年度の実績はない状況である。受給要件（身体障がい者限定・生活保護者など）や支給対象（文房具、参考書、訓練用具等）が限定的なため、該当となる対象者が少ない。

そのため、周知を図っても実績に結びつかないことが多く、対象者に浸透しない。幅広く周知を図る必要がある。

【今後の取り組み】

この制度について、所管の担当職員がよく理解し、事業所とともに対象者への手続きを促していく。

(3) 社会参加促進事業

①自動車改造費助成事業

身体障がいのある人が自動車を取得する際、その自動車に必要な改造のための費用を助成する。

②自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許（第一種普通自動車免許）を取得する身体障がいのある人に、教習費用の一部を補助する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
自動車改造費助成事業	件／年	6	9	10	9	10	9
自動車運転免許取得費助成事業	件／年	5	8	6	8	11	8

【現状と課題】

対象者となりうる障害程度の方の数に比べて助成実績数が少なく、区民からの認知度が手当や医療費助成などに比して低い。

【今後の取組み】

制度の十分な周知に努め、一般的な周知方法（「障がい者福祉のあらし」配布等）以外にも、障がい者が社会参加するための手段の一つとして、地区担当員の面接相談や個別のケースワークの中で積極的に利用勧奨していく。

(4) 日中一時支援事業

保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある人の日中における活動の場を提供する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
日中一時支援事業	回／年	897	880	986	895	917	910
	人／年	58	67	58	68	58	69

【現状と課題】

現在、区内1か所の事業所でサービスを提供しており、利用回数は近年実績において変動はあるものの増加傾向にある。

利用したい期間が重なると予約が取りづらいとの声がある。

【今後の取組み】

不便を感じている方に対しては、この事業に代わるサービスの紹介や提供に努めていく。

(5) 生活サポート事業

障害福祉サービスを利用していない人で、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対し、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を提供する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績	28 見込	28 実績見込	29 見込
生活サポート事業	時間／年	445	570	326	570	293	570
	人／年	854	879	828	879	602	879

【現状と課題】

平成 26 年 4 月に新たに 1 施設増え、6 施設で事業を実施している。利用実績は減少傾向にある。

【今後の取組み】

サービスを実施している事業者に対して補助金交付による支援を継続実施し、サービス提供体制の充実、事業運営の安定化を図っていく。

～プラン全体について～

【実施状況に対する意見等】

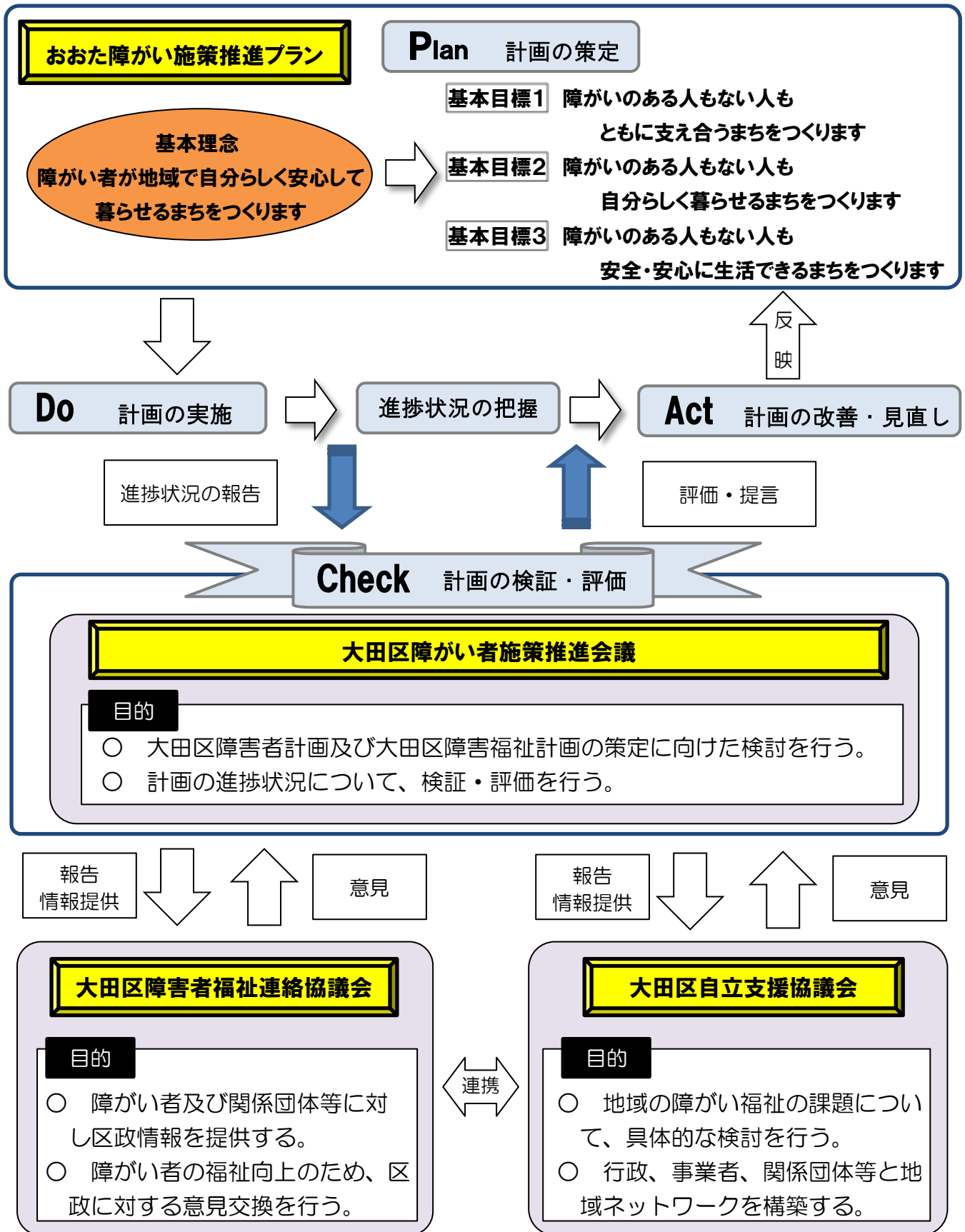
- 実績が見込量と大幅に違うサービスについては、見直してはどうか。
- 全体的に今後の取組みの記載に関して、抽象的な表現が多い。促進する、図る、努める、取り組む、などは、「思い」の表現であり結果を検証することができない。可能な限り具体的に何をするのかの記載がほしい。
- 現在、各障害福祉サービスにおいて利用者の高齢化が進む中、65歳到達時点で介護保険サービスに移行してしまうことが問題となっている一方で、障害福祉サービスの情報を知らないが故に障害福祉サービスを利用することが適切であるにもかかわらず、介護保険内の類似サービスをやむなく利用している介護保険2号被保険者がいることも事実である。次期プラン策定においては、双方サービスの利用者ニーズをきちんと把握したうえで、「おおた高齢者施策推進プラン」と連携・連動することが必要になってくる。
- 過去実績でも構わないが、プランの進捗状況評価の際に当初予算に対する決算数値も照らし合わせることが可能になると、プラン全体の評価や点検がさらに行いやすくなる。
- 「障がいのある人ない人」だと区民全員になってしまうが、具体的な計画事業は、全て障がい者対象の施策のみとなっている。「障がいのある人が、障がいがない人と同じように」と理解していいのか。あるいは、「障がいのある人が、障がいがない人と協力して」という解釈か。
- 目標数の策定根拠が明確でない。最終目標数(必要充分数)がないので、達成度が分かりづらく評価しにくい。
- 計画数はあるが、費用の表示がない。いくらかかっているのかは議論しないのか。

【区の考え方】

- 毎年度の予算編成にあたっては、最新の実績を踏まえて実施しており、必要なサービス量が確保されるよう努めております。障害福祉計画で設定したサービス見込量については、計画期間内での見直しは行わず、実績との乖離があるサービスについては、分析を行い、次期計画の策定に適切に反映させていきたいと考えております。
- 計画の着実な推進のためには、毎年度適切に進行管理を行っていくことが必要であると考えております。次期計画の策定にあたっては、進行管理を行いやすい計画の構成や表記等についても検討してまいります。
- 高齢障がい者の問題については、区としても課題だと認識しており、連携を図りながら施策を推進してまいりたいと考えております。
- おおた障がい施策推進プランは、区の障がい分野の個別計画という位置付けであり、障がいのある方への支援が中心の計画となっております。障がいのある方の生活や社会参加等に対する支援、区民の皆様への周知・啓発等を行うことにより、「地域で自分らしく安心して暮らせるまち」をつくり、障がいのある人もない人も共生する社会を実現したいと考えております。

資料

1 計画の進行管理及び各会議の位置付け



2 大田区障がい者施策推進会議設置要綱

平成 28 年 1 月 21 日 27 福障発第 14440 号区長決定

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に基づく「大田区障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に基づく「大田区障害福祉計画」(以下これらを「計画」という。)を一体的に策定するための検討を行うとともに、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の検証及び評価に関すること。
- (4) その他障害福祉施策に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 福祉
- (3) 保健医療
- (4) 教育
- (5) 地域
- (6) 区民

2 前項第 6 号の規定による委員のうち 2 人は、原則として公募委員とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
- (3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(報償費)

第8条 推進会議に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 大田区障がい者施策推進会議委員名簿

計19名

任期：平成28年度～平成30年度

選出区分	分野	所属	氏名	備考
学識経験 (2名)	大学教授	東洋英和女学院大学	石渡 和実	会長
	弁護士	弁護士法人 東京パブリック法律事務所	曾我 裕介	
福祉 (9名)	当事者・家族	大田区知的障害者育成会	佐々木 桃子	
		大田区肢体不自由児(者)父母の会	高橋 勝幸	
		大田区重症心身障害児(者)を守る会	宮田 千寿子	
		特定非営利活動法人 大身連	道音 征夫	
		大田区精神障害者家族連絡会	川崎 洋子	
	社会福祉法人	社会福祉法人 大田幸陽会	島田 通利	
	基幹相談支援センター	大田区立障がい者総合サポートセンター	森山 康之	~H29.2.12
			菅沼 良勝	H29.2.13~
	社会福祉協議会	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	森部 一夫	
自立支援協議会	大田区自立支援協議会	白井 絵里子		
保健医療 (2名)	医師会	一般社団法人 大森医師会	与儀 実之	副会長
	歯科医師会	公益社団法人 東京都大田区蒲田歯科医師会	橋本 和則	
教育 (2名)	学校	東京都立城南特別支援学校	和田 喜久男	
	P T A	東京都立田園調布特別支援学校 P T A	谷村 淳子	
地域 (2名)	民生委員	大田区民生委員児童委員協議会	門倉 友子	
	自治会・町会	大田区自治会連合会	渡部 作次	
区民 (2名)	公募		砂岡 茂明	
			高橋 克己	

おおた障がい施策推進プラン
(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)
平成27年度～平成29年度
《進捗状況報告書》

平成29年2月

発行 大田区福祉部障害福祉課
〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話 03(5744)1700
FAX 03(5744)1555